THE FLOWER OF JAPAN
KANSAI

Japan. Endless Discovery.

観光部業務資料

令和元年7月25日

1.　観光を取り巻く現状

観光立国の意義

成長戦略の柱

急速な成長を遂げるアジアをはじめとする世界の国際観光需要を取り込むことによって、日本の力強い経済を取り戻す。

地域の発展の鍵

人口減少・少子高齢化が進展する中、国内外からの交流人口の拡大や旅行消費によって地域の活力を維持し、社会を発展させる。

国際社会での日本のパワー

諸外国との双方向の交流を通して、国際相互理解を深め、我が国に対する信頼と共感を強化する。日本のソフトパワーの向上によって、国際社会での日本の地位を確固たるものとするために、極めて重要。

自らの文化・地域への誇り

観光で国を開き、外国の人々に日本文化や日本人の本質に触れて貰うことを通じて、日本人自らも、その価値を再認識し、自らの文化や地域を誇りに思う。

人口減少・少子高齢化の推移・予測

近畿運輸局

○ 今後、人口減少が進み、2052年には1億人程度となる見通し。
○ 少子高齢化が急速に進行しており、2065年には総人口の約38%が65歳以上になる見通し。
○ 生産年齢人口が2065年には現在の6割近くまで減少。

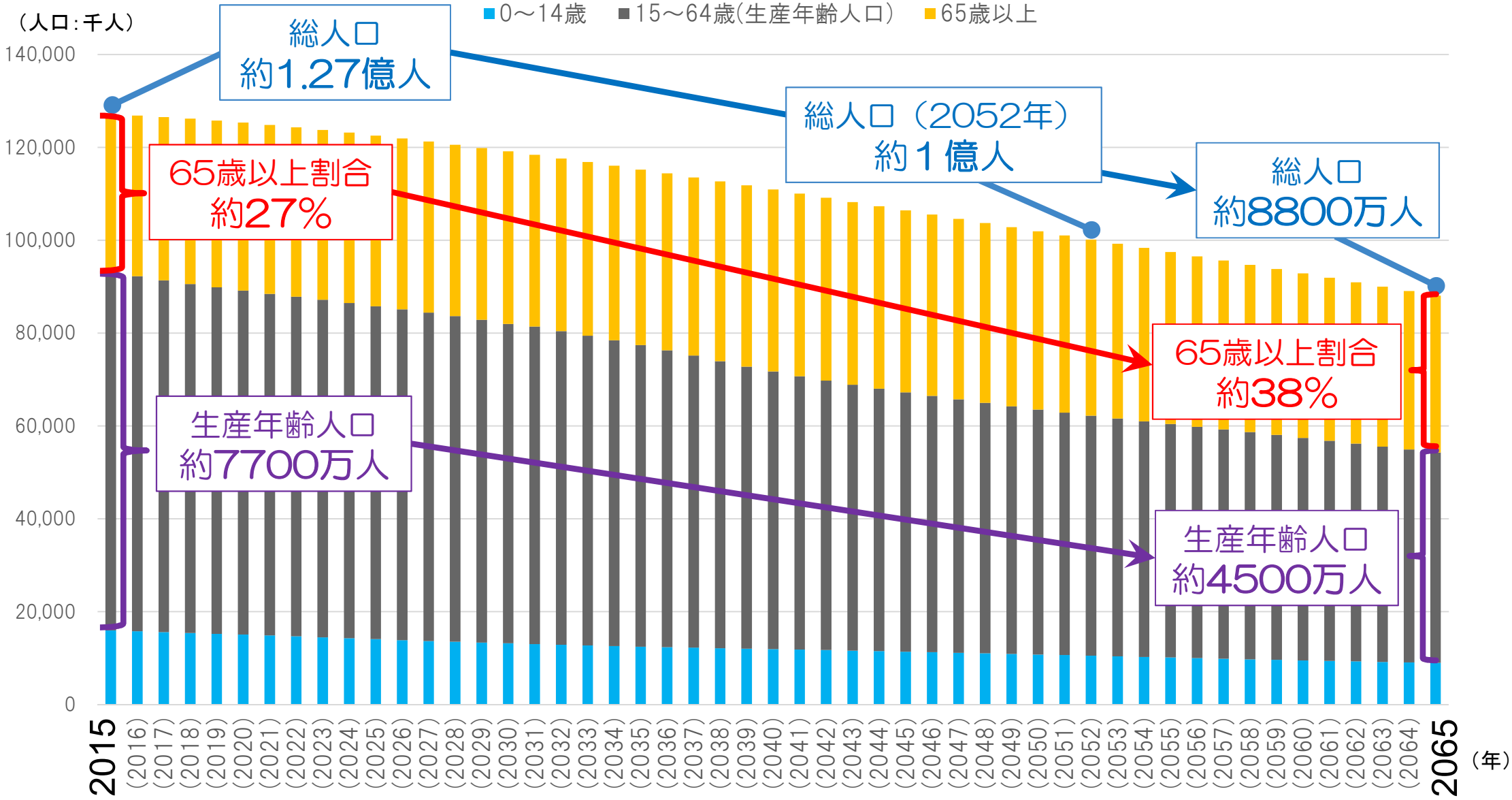

（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（中位推計））

訪日外国人旅行者数の推移

近畿運輸局

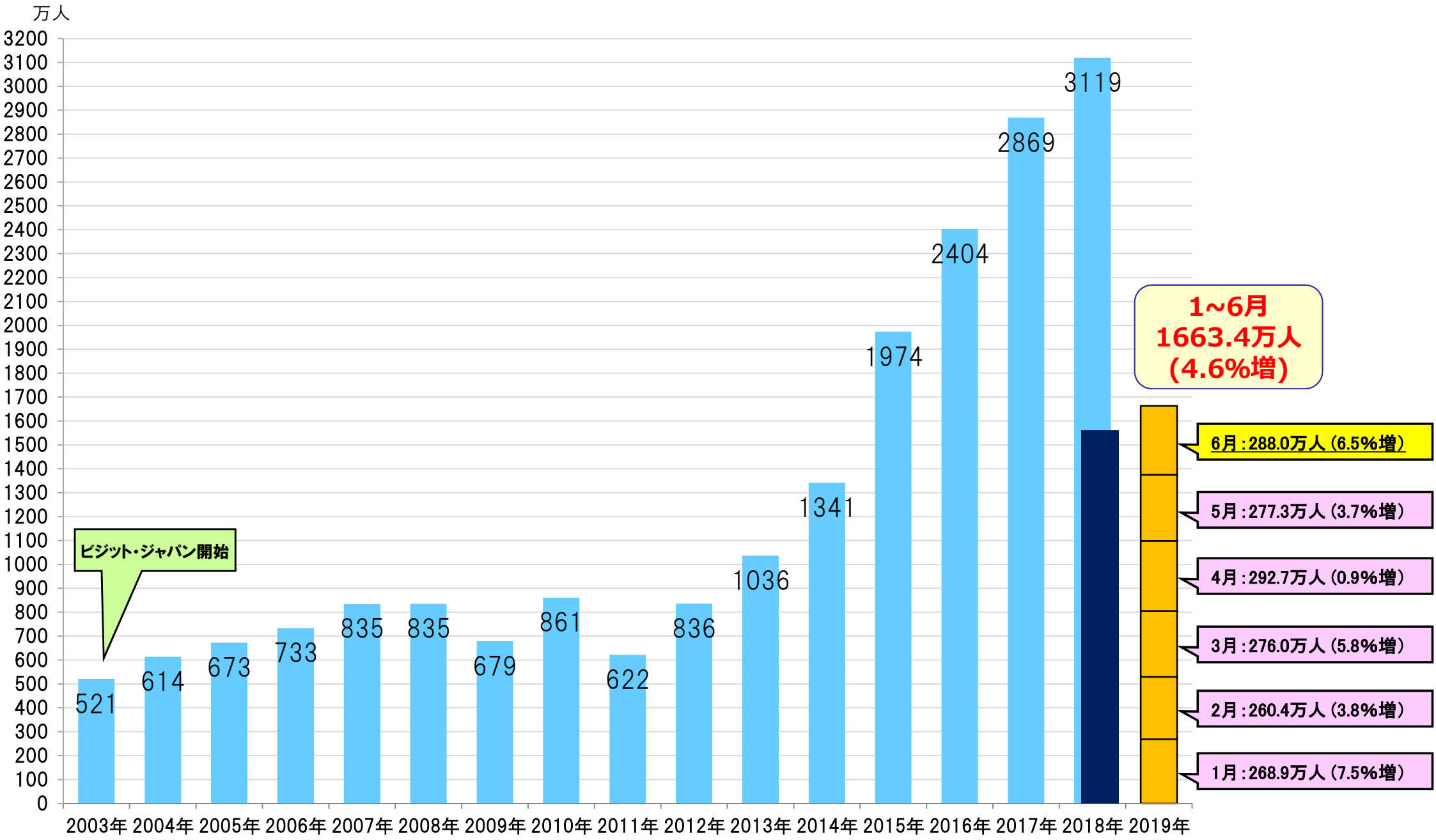

出典：JNTO（日本政府観光局）　注) 2017年までの値は確定値、2018年～2019年4月の値は暫定値、2019年5月～6月の値は推計値、%は対前年（2018年）同月比

2018年の訪日外国人旅行者数及び割合（国・地域別）

近畿運輸局

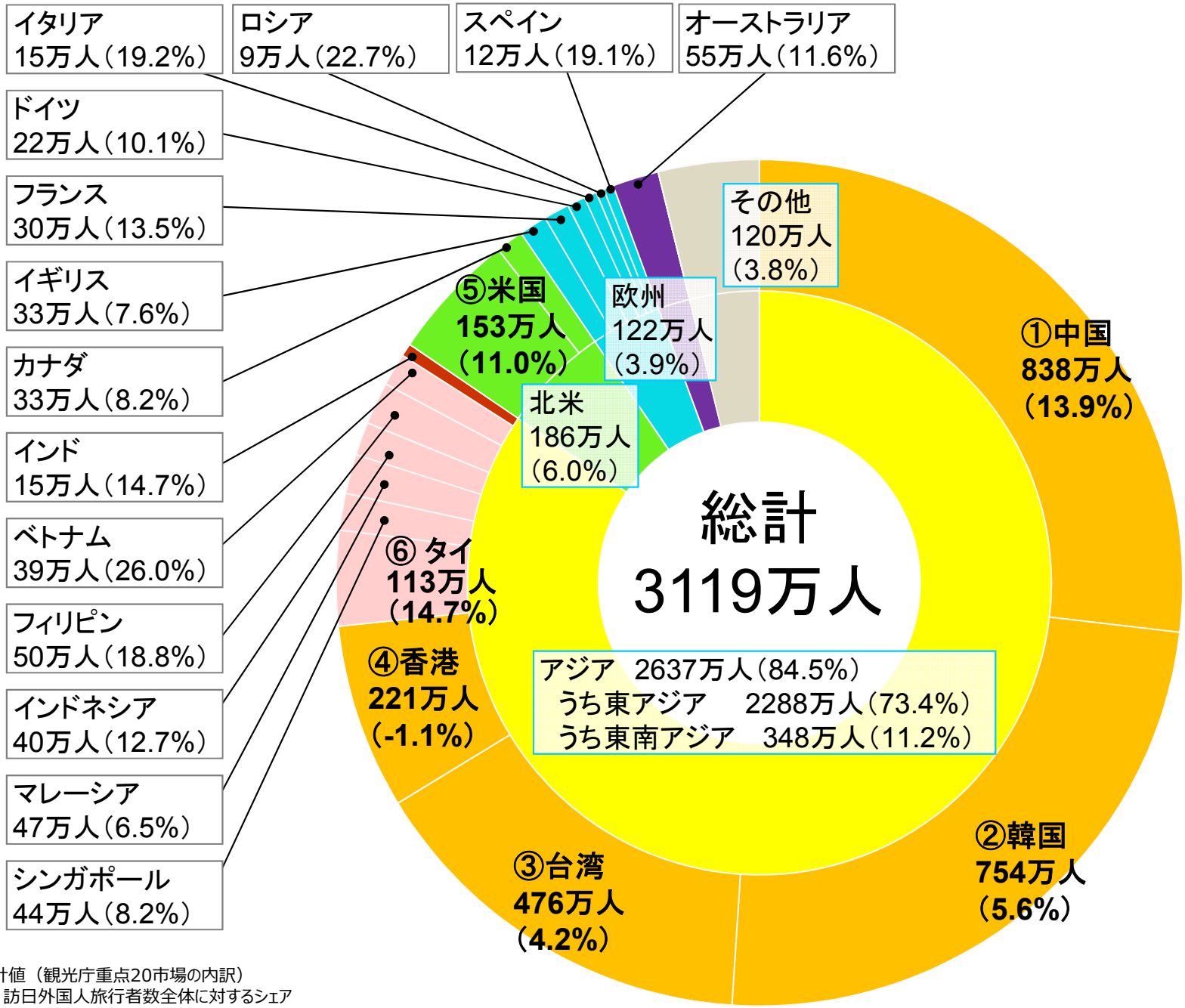

※　数値は推計値（観光庁重点20市場の内訳）
※　（ ）内は、訪日外国人旅行者数全体に対するシェア
※　その他には、アジア、欧州等各地域の国であっても記載のない国・地域が含まれる
※　数値は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しない場合がある
※　日本政府観光局（JNTO）資料より近畿運輸局作成

全国・関西・大阪のインバウンド推移

近畿運輸局

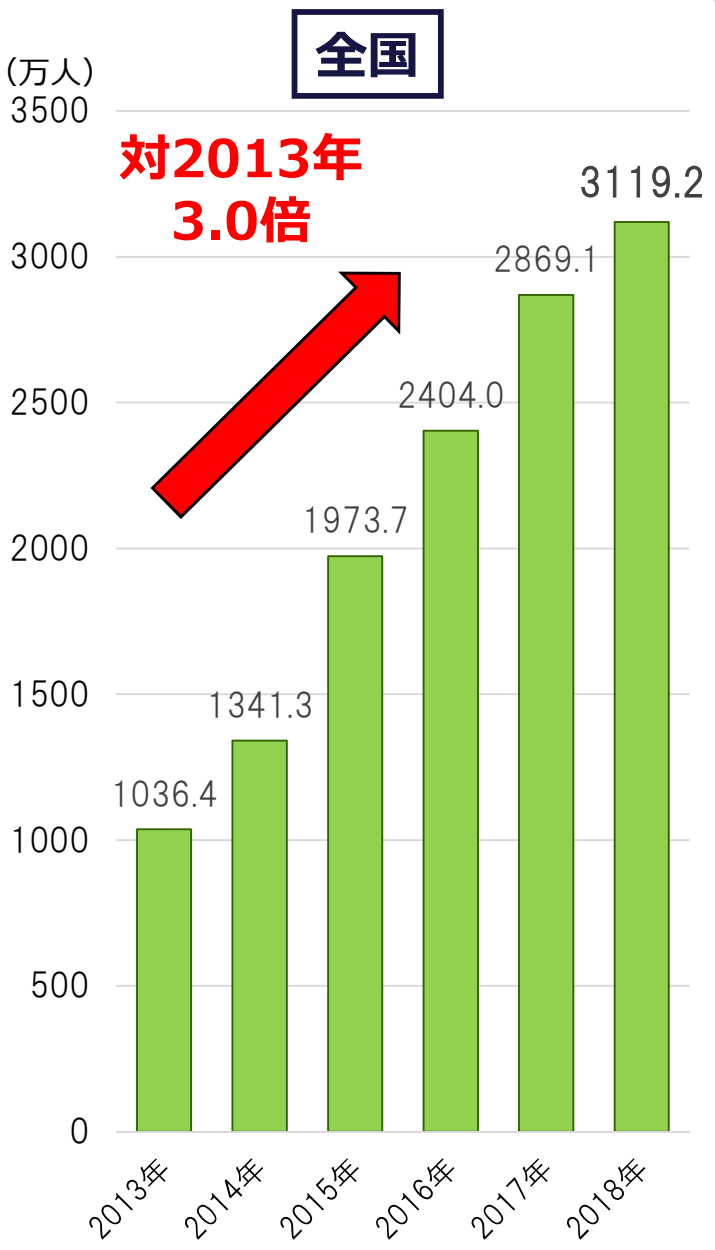

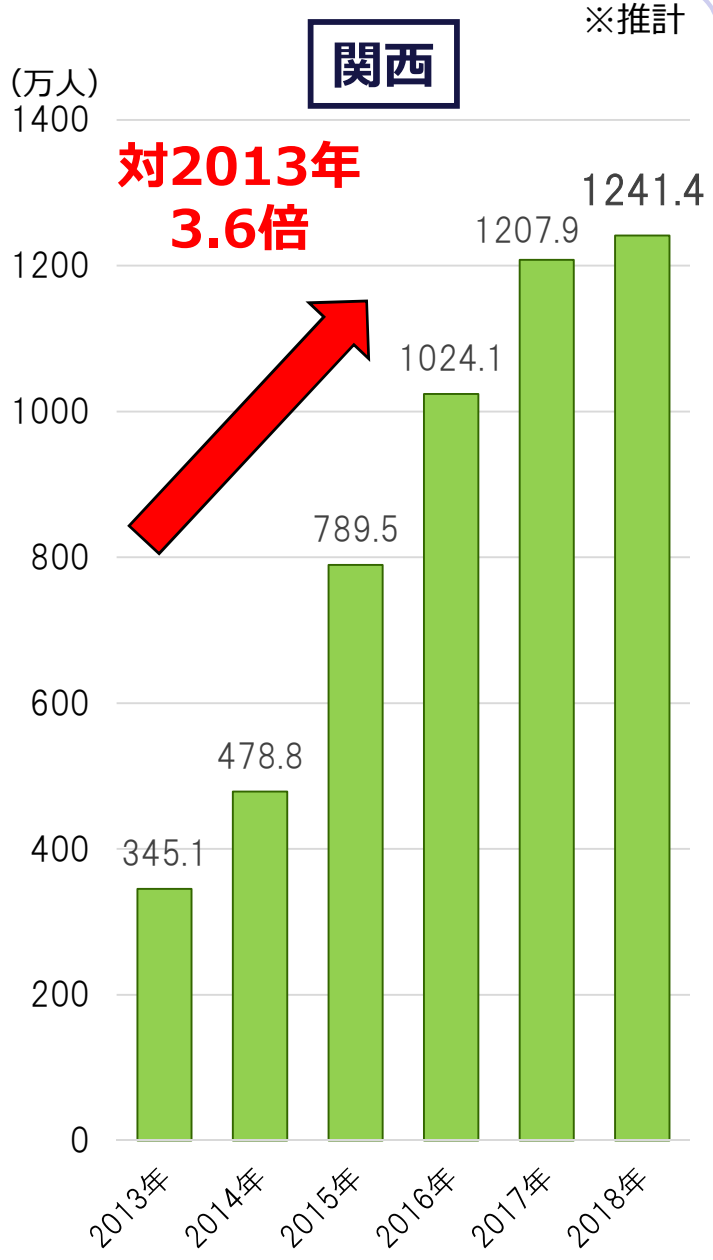

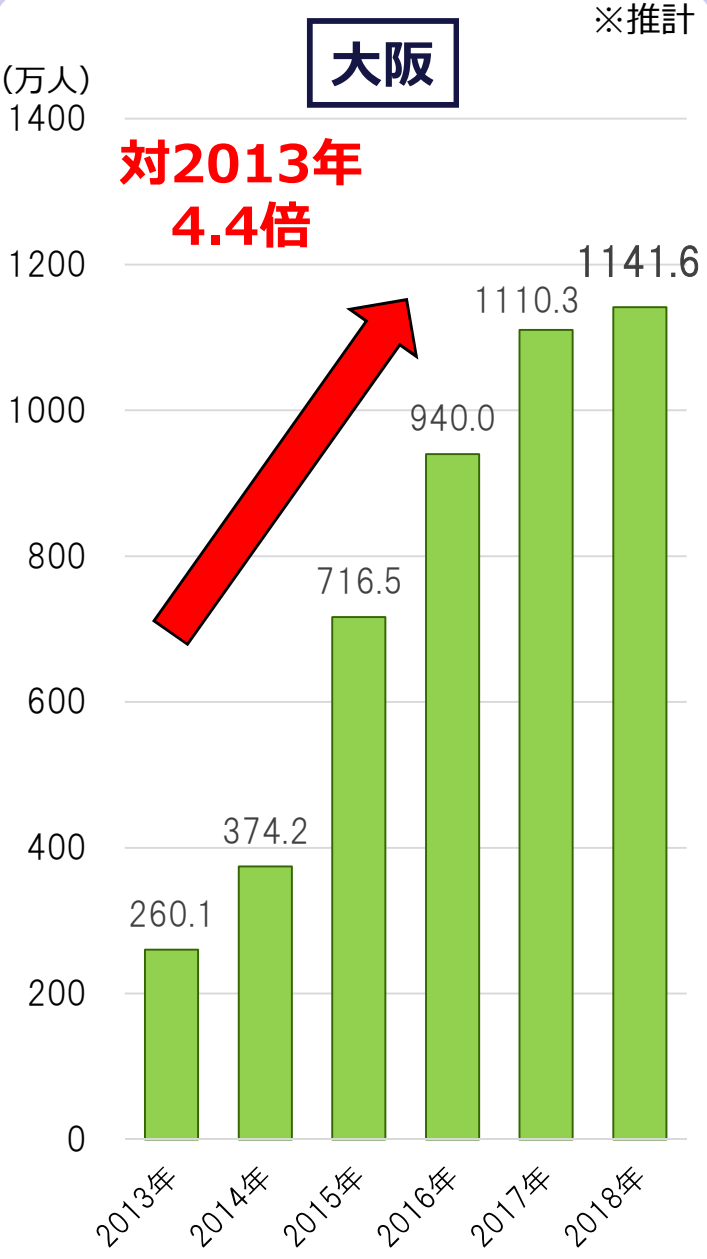

出典：観光庁「訪日外国人消費動向調査」、日本政府観光局（JNTO）「訪日外客数」 ※関西・大阪の訪日外客数（推計） ＝ 訪日外客数年計 × 関西・大阪への年間訪問率

関西国際空港外国人入国者数

近畿運輸局

関西国際空港　外国人入国者数の推移

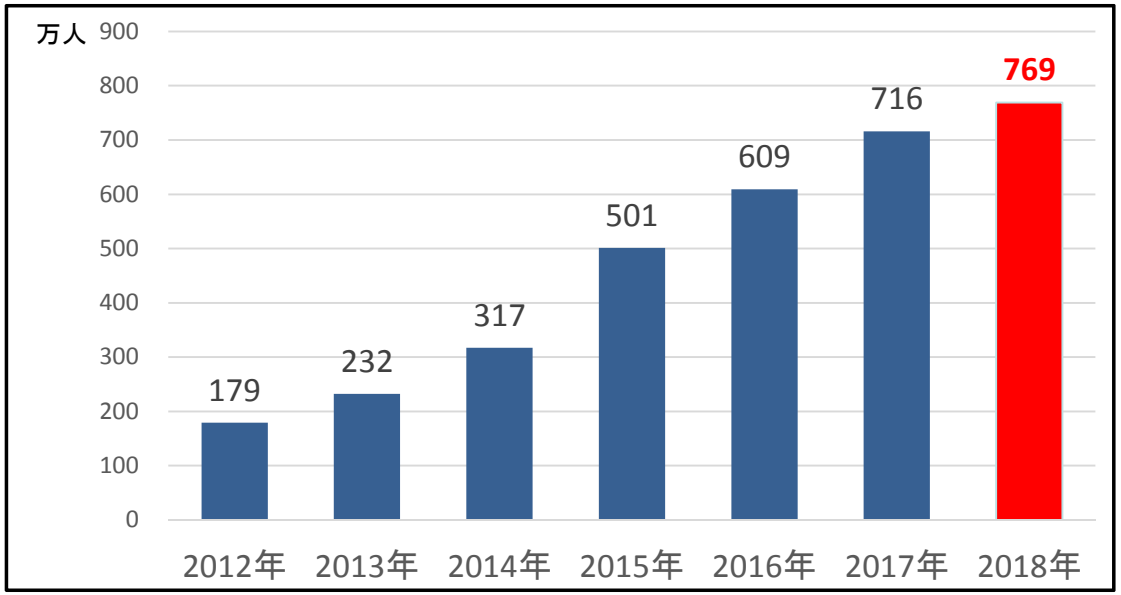

関空における国際線LCC便数の推移

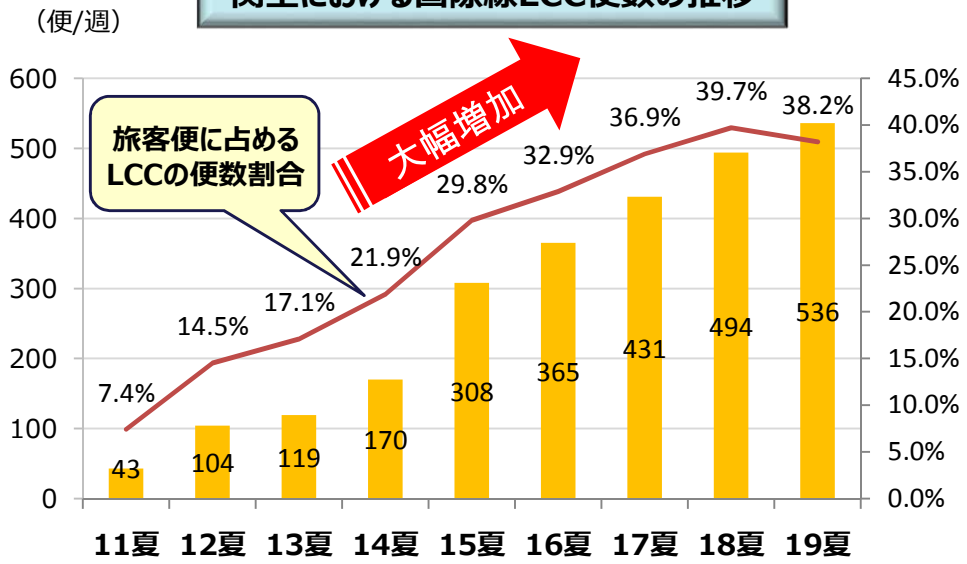

出典：関西エアポート（株）

2018年　空港別外国人入国者数

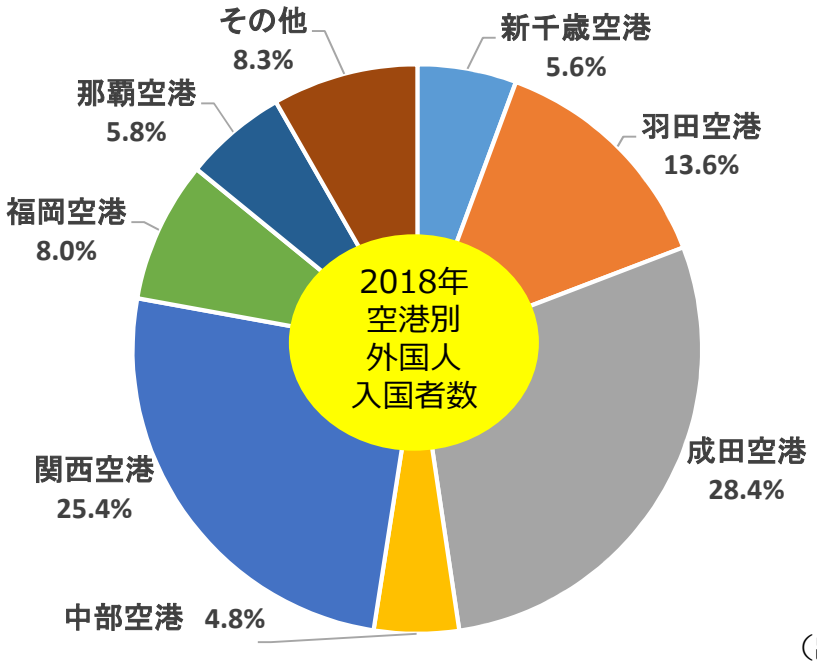

2018年　関西空港外国人入国者数国別比率

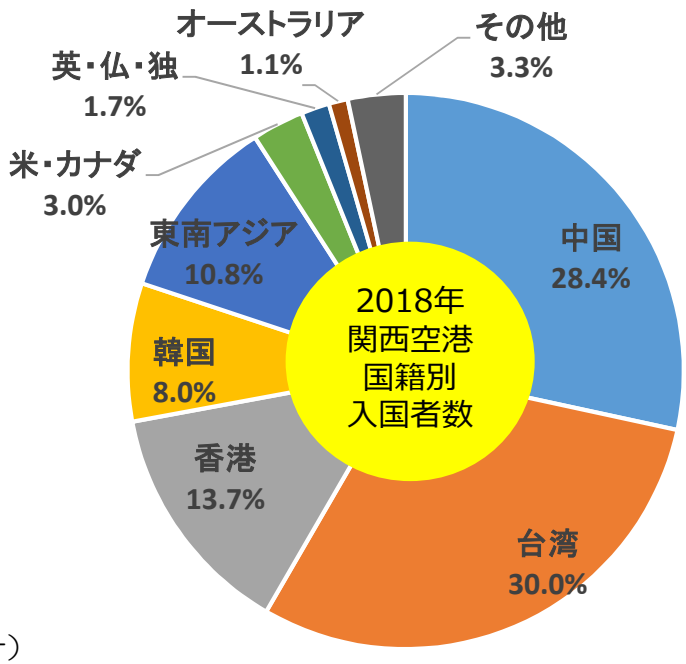

（出典：法務省出入国管理統計）

クルーズ客船の寄港動向

近畿運輸局

2018年（1月～12月）の訪日クルーズ旅客数は **前年比3.3%減の244.6万人**、クルーズ客船の寄港回数は **前年比5.9%増の2,928回**（外国船社1,913回、日本船社1,01551回）となり、いずれも過去最高を記録した。

クルーズ客船による外国人入国者数（概数）

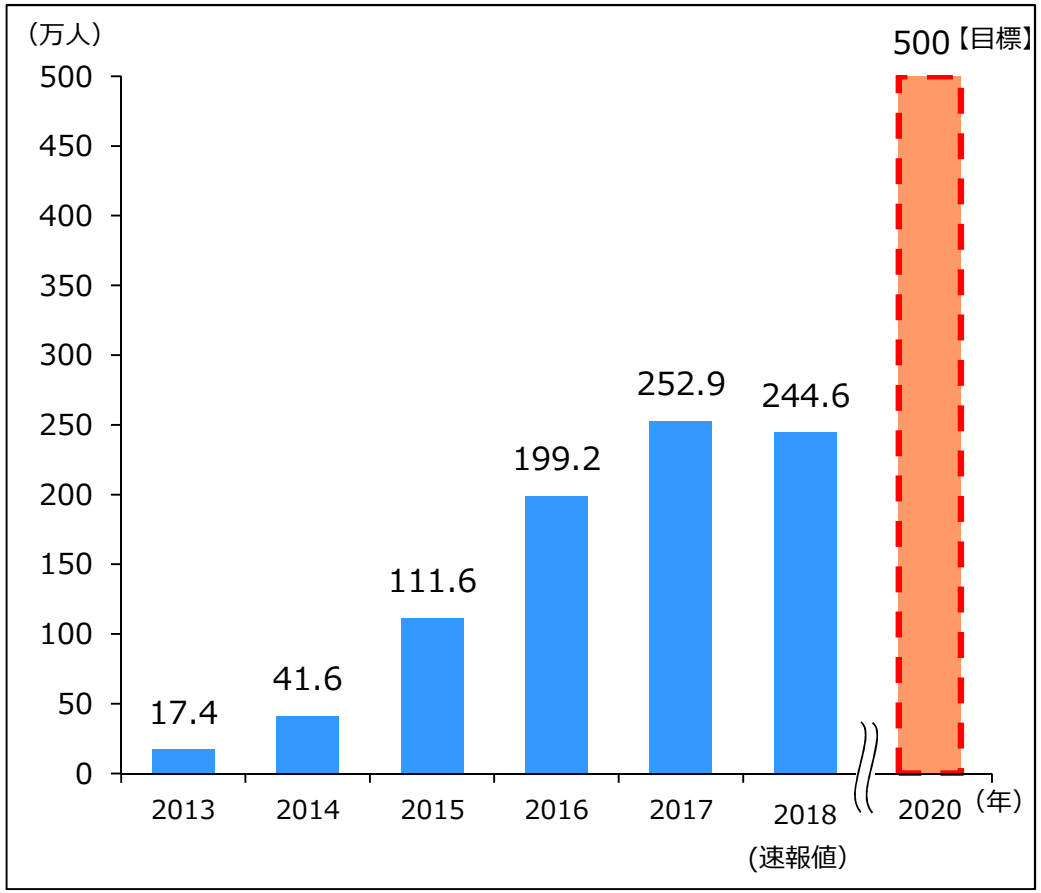

注１） 法務省入国管理局の集計による外国人入国者数で概数（乗員除く）。
注２） １回のクルーズで複数の港に寄港するクルーズ船の外国人旅客についても、（各港で重複して計上するのではなく）１人の入国として計上している。

日本の港へのクルーズ客船の寄港回数推移

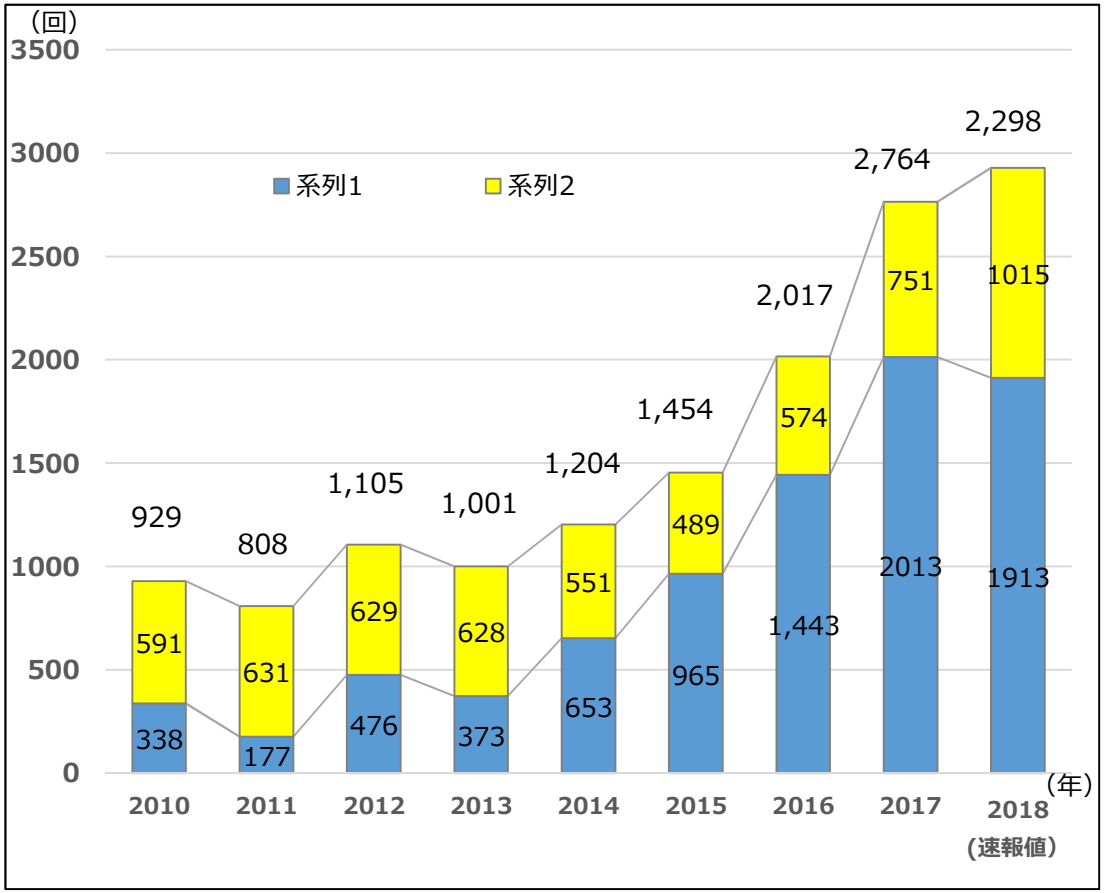

出典：2017年の訪日クルーズ旅客数とクルーズ船の寄港回数（国土交通省）

関西の延べ宿泊客数及び外国人延べ宿泊客数の推移（２０１８年速報値）

近畿運輸局

延べ宿泊者数（全体）

6年間で約14.5%増

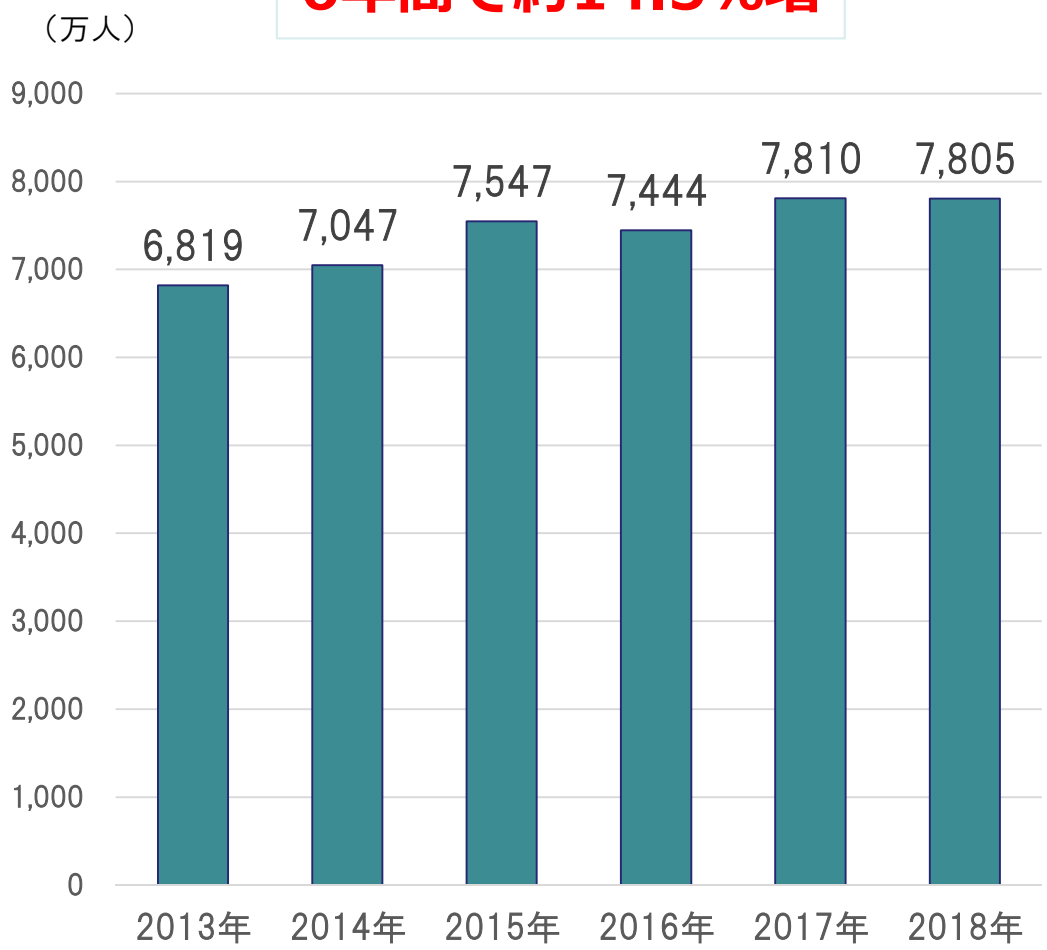

2018年の全国の延べ宿泊者数に占める割合

⇒約**15.3%**　**（2013年は14.6%）**

外国人延べ宿泊者数

6年間で約179.1%増

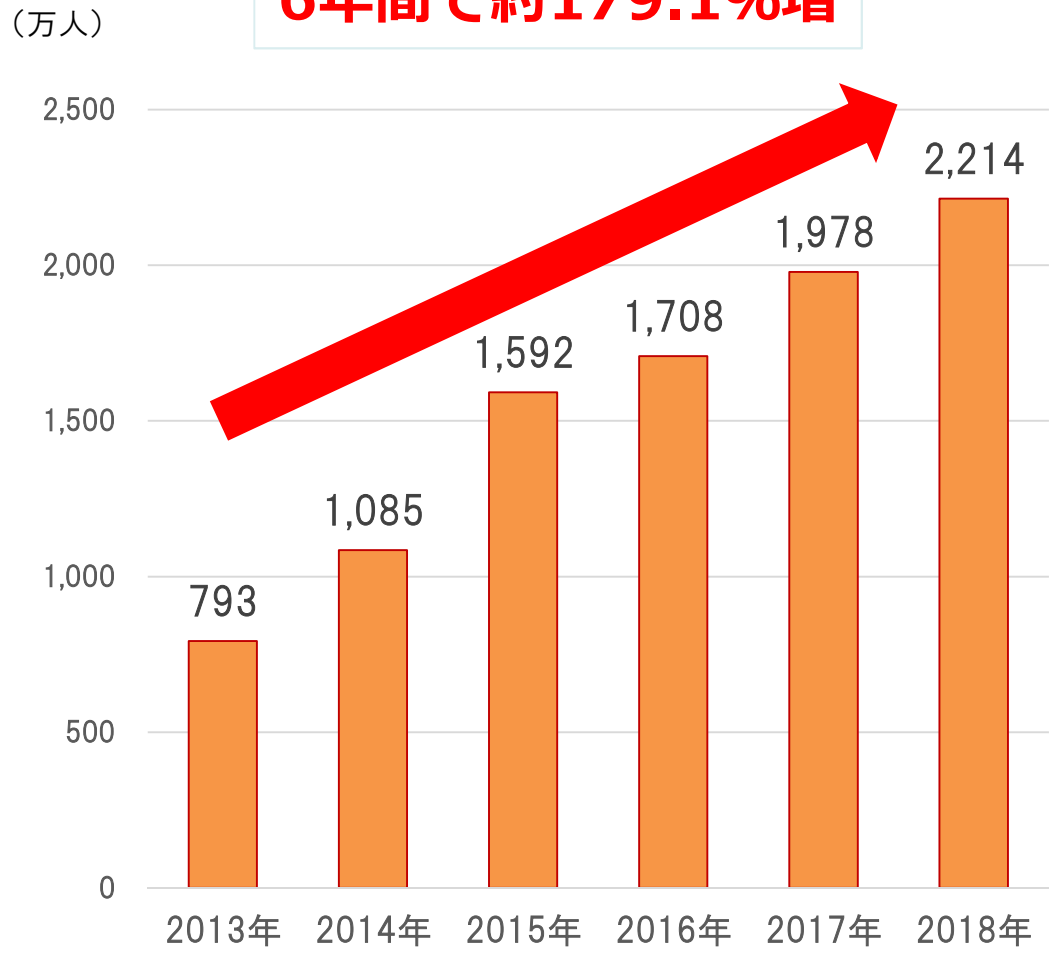

2018年の全国の延べ宿泊者数に占める割合

⇒約**25.0%**　**（2013年は23.7%）**

出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」　注) 2012年～2017年は確定値、2018年は速報値　注)従業員数10人未満を含む

2018年の訪日外国人旅行消費額について

近畿運輸局

○2018年の訪日外国人の旅行消費額は、4兆5189億円と推計され、訪日外客数の前年比8.7%増に対して、旅行消費額は前年比2.3%増となった。
○国籍・地域別に旅行消費額をみると、中国が15,450億円（構成比34.2%）と最も大きい。次いで、韓国5,881億円（同13.0%）、台湾5,817億円（同12.9%）、香港3,358億円（同7.4%）、米国2,893億円（同6.4%）の順となっており、これら上位5カ国で全体の73.9%を占めた。

【旅行消費額と訪日外国人旅行者数の推移】

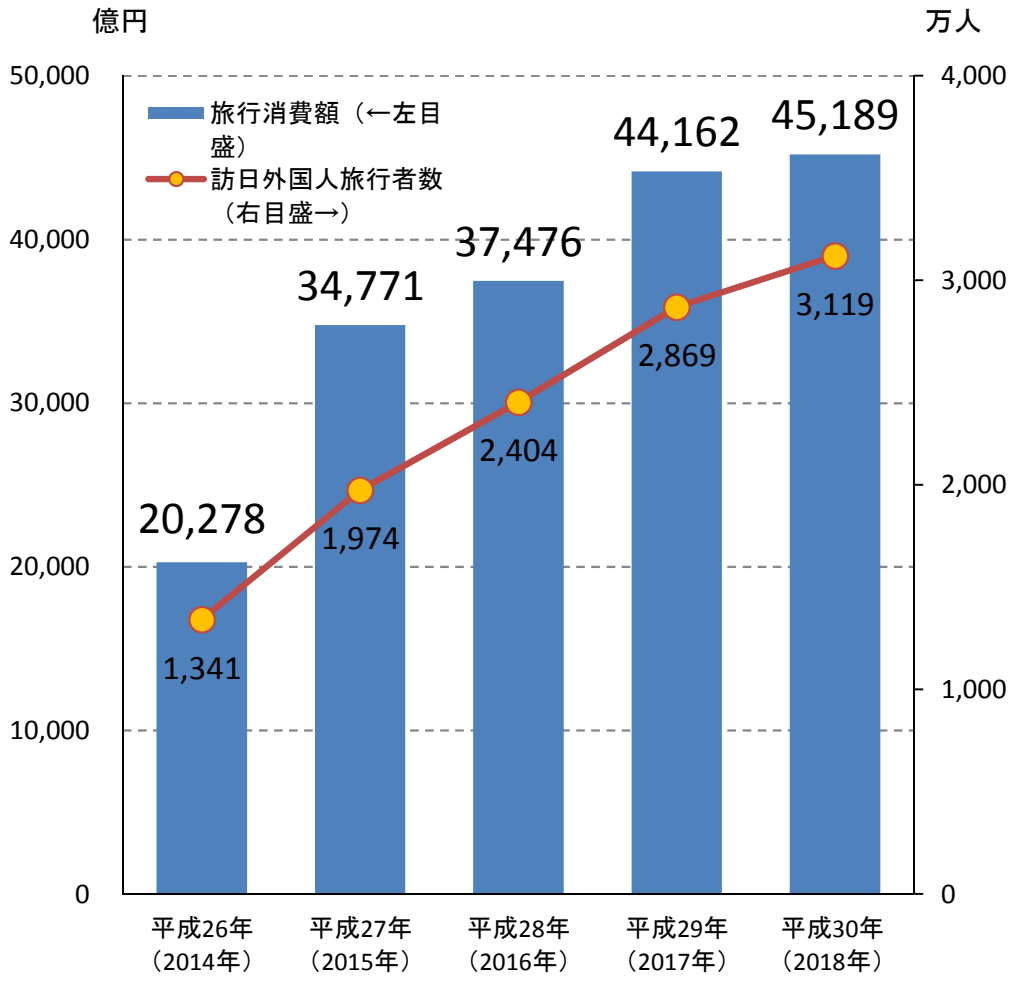

出典：観光庁「訪日外国人消費動向調査」
注）本資料に掲載している2018年の数値はすべて確報値。

【国籍・地域別の訪日外国人旅行消費額と構成比】

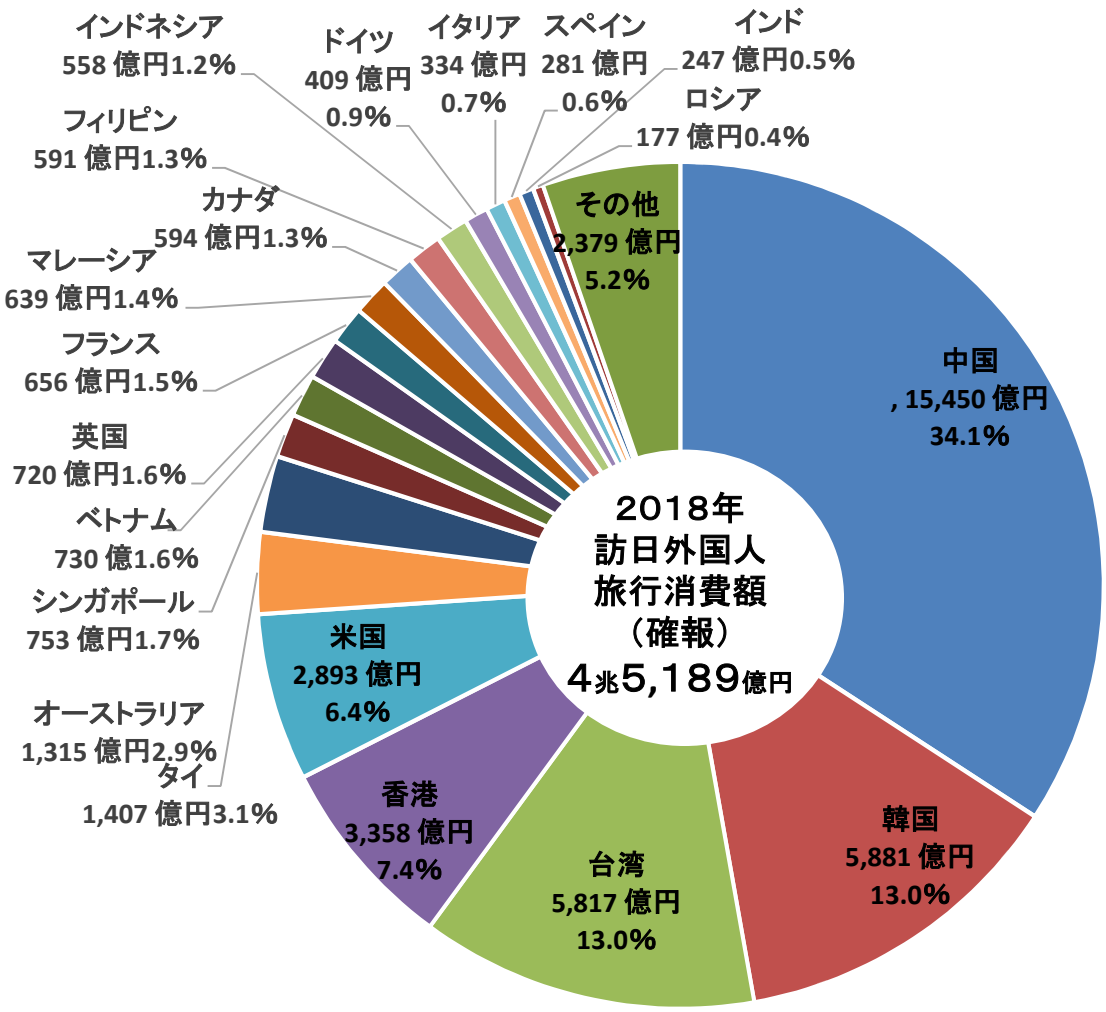

出典：日本政府観光局（JNTO） 平成29年は確定値、平成30年は暫定値を使用。
観光庁「訪日外国人消費動向調査」

訪日外国人旅行消費額の推移

近畿運輸局

○2018年の訪日外国人旅行消費額は、前年比2.3%増の4兆5,189億円となり、過去最高となった。
○1人当たり旅行支出は前年比-0.6%減の15万3,029円となった。

旅行消費額の推移

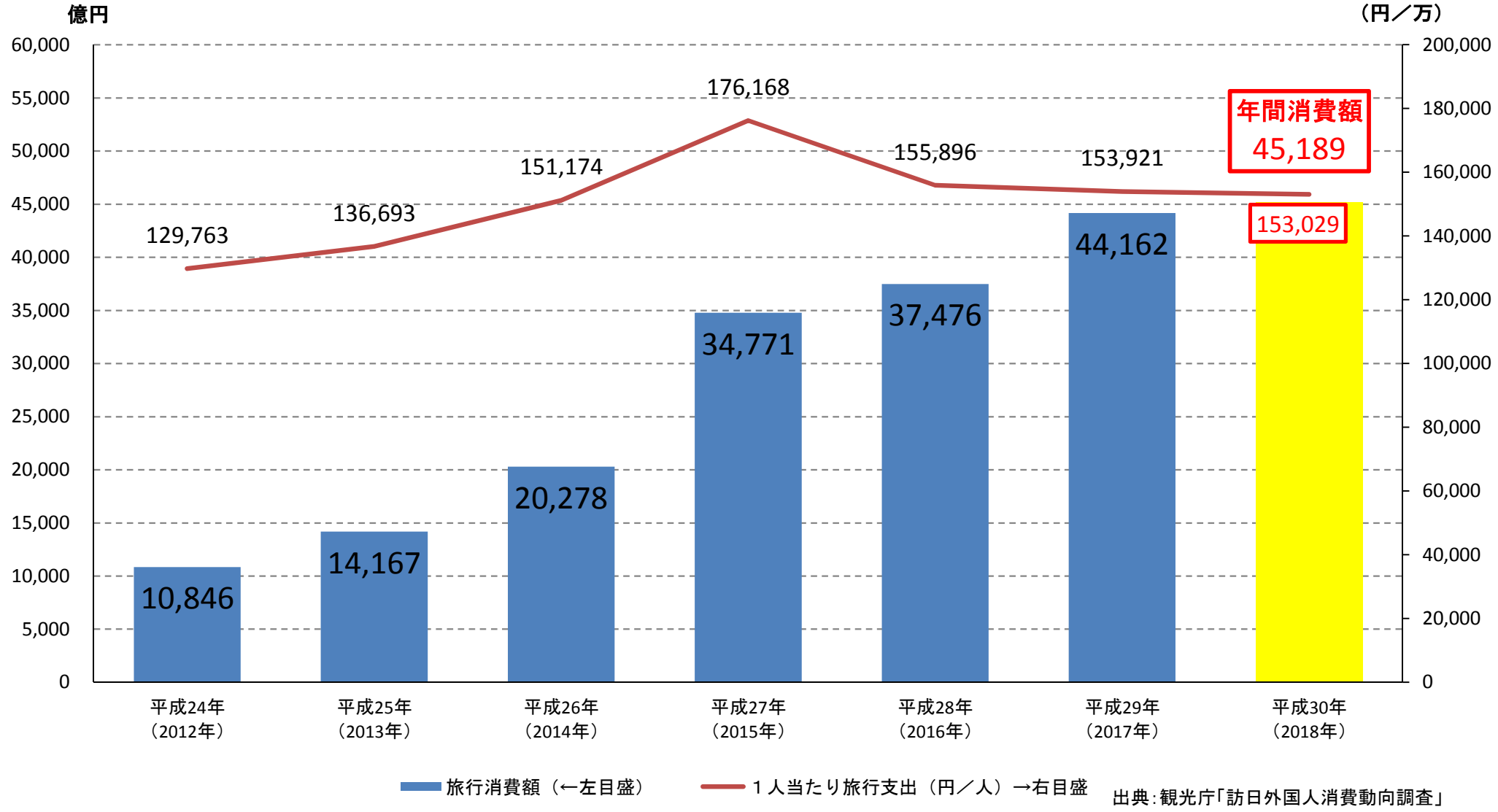

出典：観光庁「訪日外国人消費動向調査」

国籍・地域別の訪日外国人費目別旅行消費額

近畿運輸局

費目別の訪日外国人旅行消費額の構成比では、買物代が34.7%と最も多く、次いで宿泊料金（29.3%）、飲食費（21.7%）の順で多い。前年に比べ、飲食費の構成比が1.6%ポイント増加し、買物代の構成比が2.4%ポイント減少した。

2018年暦年（確報）　（億円）

国籍・地域	訪日外国人旅行消費額							
	総　額		宿泊費	飲食費	交通費	娯楽等サービス費	買物代	その他
		前年比						
全国籍・地域	45,189	+2.3%	13,212	9,783	4,674	1,738	15,763	20
韓国	5,881	+14.7%	1,880	1,502	575	295	1,626	4
台湾	5,817	+1.3%	1,585	1,275	614	228	2,115	1
香港	3,358	-1.7%	988	801	362	110	1,096	1
中国	15,450	-8.8%	3,100	2,619	1,094	521	8,110	6
タイ	1,407	+12.6%	416	313	170	50	456	2
シンガポール	753	+13.4%	275	180	87	28	182	0
マレーシア	639	+7.0%	208	141	76	30	184	0
インドネシア	558	+22.4%	189	115	83	22	149	0
フィリピン	591	+22.6%	149	143	69	29	200	1
ベトナム	730	+29.0%	216	170	73	23	247	1
インド	247	+16.5%	115	52	33	6	41	0
英国	720	+7.6%	327	182	108	27	76	0
ドイツ	409	+14.9%	180	101	60	13	54	0
フランス	656	+14.9%	260	173	102	22	99	0
イタリア	334	+38.6%	131	86	59	11	47	0
スペイン	281	+32.5%	110	74	50	9	39	0
ロシア	177	+14.9%	59	41	21	7	49	0
米国	2,893	+15.6%	1,240	764	412	119	358	1
カナダ	594	+8.2%	241	153	89	26	84	0
オーストラリア	1,315	+17.6%	537	319	189	88	181	1
その他	2,379	+2.1%	1,006	577	351	76	371	0

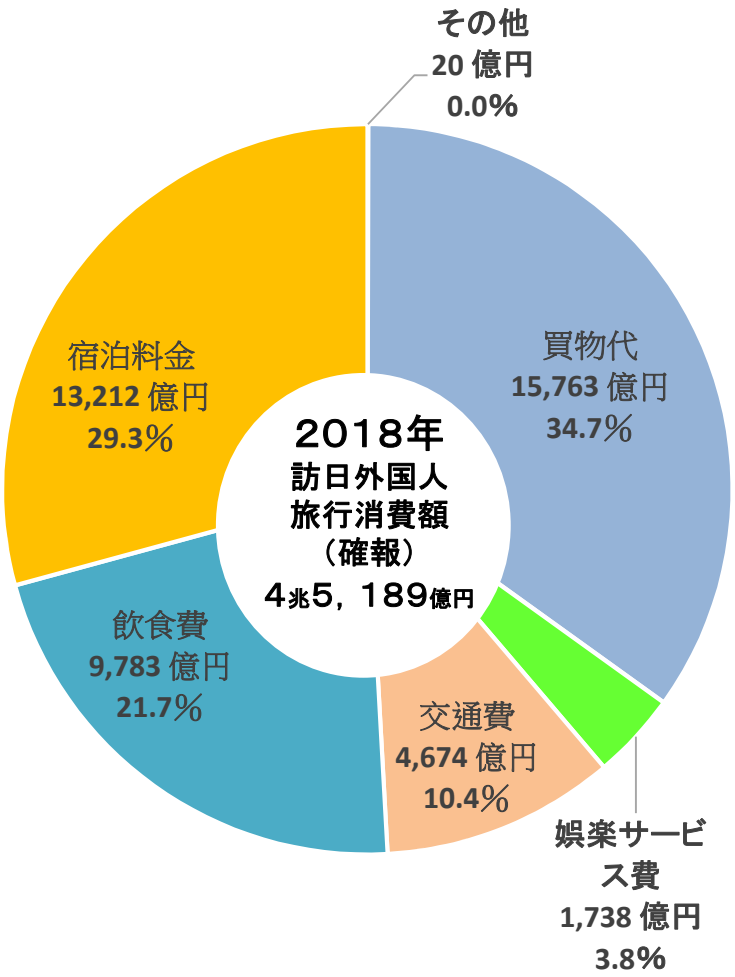

出典：観光庁「訪日外国人消費動向調査」

訪日外国人旅行者の旅行形態の変化（国籍・地域別、観光・レジャー目的）

近畿運輸局

2010年

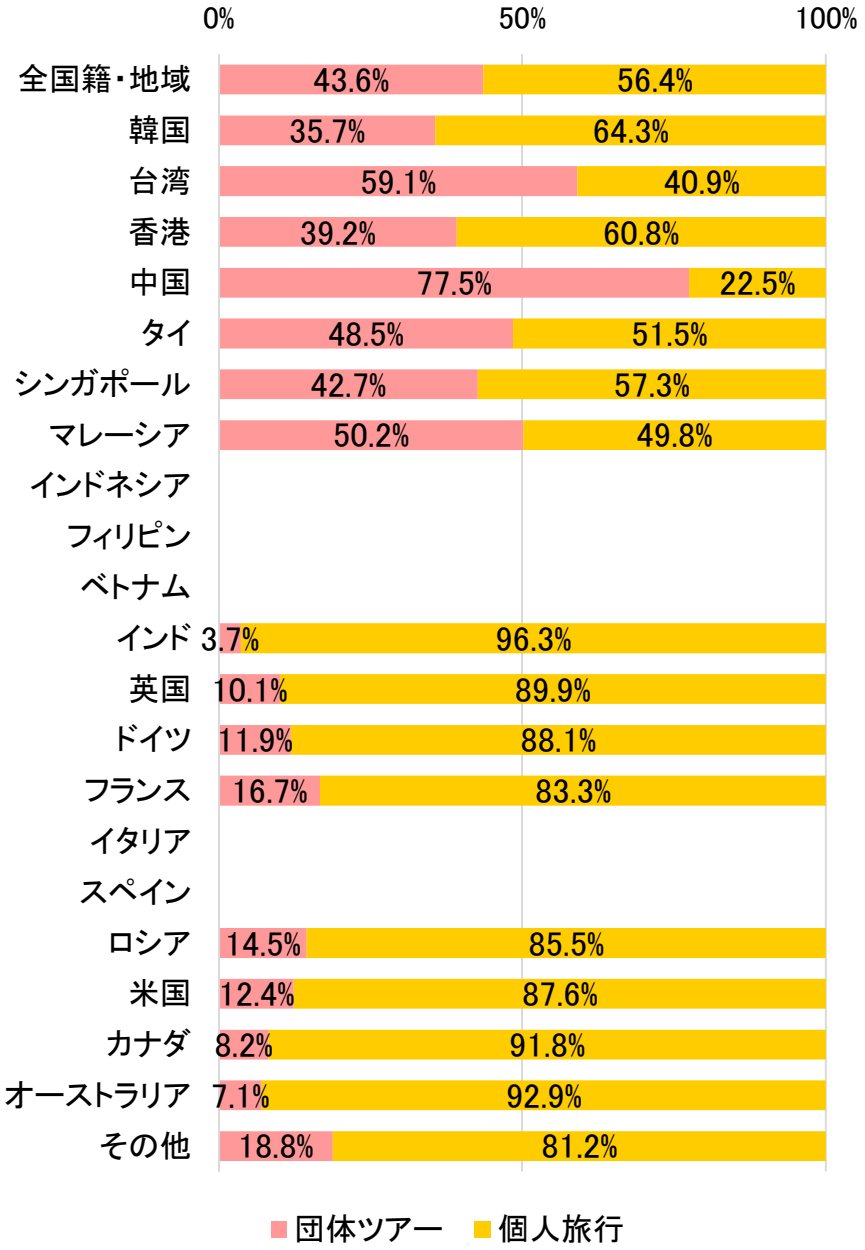

2018年

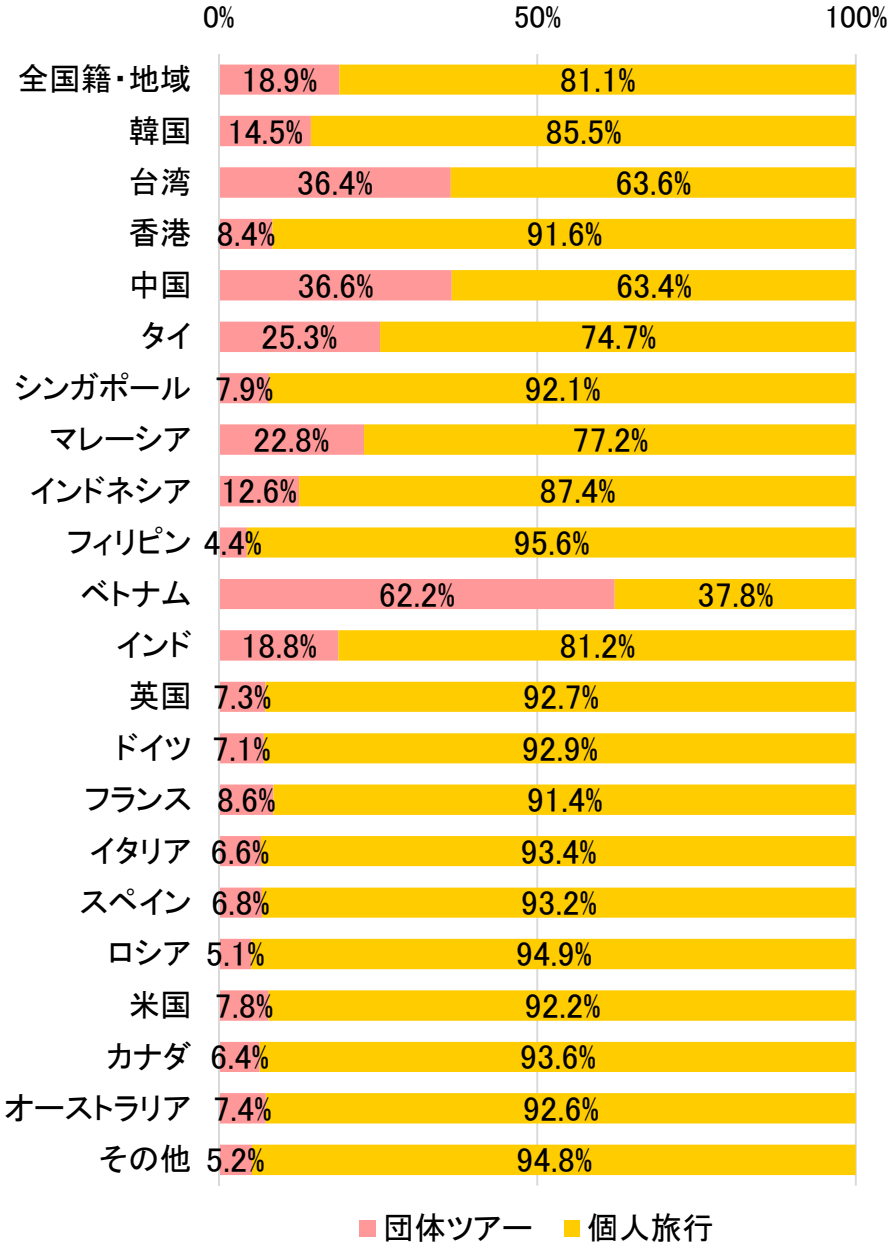

出典：観光庁「訪日外国人消費動向調査」

2.　観光ビジョン推進関西ブロック戦略会議について

観光先進国の実現に向けた政府の取組

近畿運輸局

2003年	1月	小泉総理が「観光立国懇談会」を主宰
	4月	ビジット・ジャパン事業開始
2006年	12月	観光立国推進基本法が成立
2007年	6月	観光立国推進基本計画（閣議決定）
2008年	10月	観光庁設置
2012年	3月	観光立国推進基本計画改定（閣議決定）
2013年	3月	観光立国推進閣僚会議の設置
	12月	訪日外国人旅行者1,000万人達成
2015年	11月	「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」を開催
	12月	訪日外国人旅行者2,000万人達成
2016年	3月	「明日の日本を支える観光ビジョン」（明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）
2017年	3月	観光立国推進基本計画改定（閣議決定）
	5月	「観光ビジョン実現プログラム2017」（観光立国推進閣僚会議決定）
	12月	「国際観光旅客税（仮称）の使途に関する基本方針等について」（観光立国推進閣僚会議決定）
2018年	4月	国際観光旅客税法が成立 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律が成立
	6月	「観光ビジョン実現プログラム2018」（観光立国推進閣僚会議決定）
2019年	6月	「観光ビジョン実現プログラム2019」（観光立国推進閣僚会議決定）

明日の日本を支える観光ビジョン　新たな目標値

安倍内閣５年間の成果

戦略的なビザ緩和、免税制度の拡充、出入国管理体制の充実、航空ネットワーク拡大など、**大胆な「改革」**を断行。

	（2012年）		（2017年）
・**訪日外国人旅行者数**は、**約3.5倍増**の**2869万人**に	836万人	⇒	2869万人
・**訪日外国人旅行消費額**は、**約４倍増**の**４．４兆円**に	１兆846億円	⇒	4兆4,161億円

新たな目標への挑戦！

	2020年：	2030年：
訪日外国人旅行者数	4,000万人（2015年の約2倍）※	6,000万人（2015年の約3倍）※
訪日外国人旅行消費額	8兆円（2015年の2倍超）※	15兆円（2015年の4倍超）※
地方部での外国人延べ宿泊者数	7,000万人泊（2015年の3倍弱）※	1億3,000万人泊（2015年の5倍超）※
外国人リピーター数	2,400万人（2015年の約2倍）※	3,600万人（2015年の約3倍）※
日本人国内旅行消費額	21兆円（最近5年間の平均から約5%増）※	22兆円（最近5年間の平均から約10%増）※

※（）内は観光ビジョン策定時である2015年時点との比較

近畿運輸局としての取り組み

近畿運輸局

訪日プロモーション

日本の魅力をPRし、外国人の日本への訪問を強く動機付けるべく、海外広告宣伝や海外メディア招請、旅行博出展などの訪日プロモーションを強力に実施

ＶＪ地方連携事業

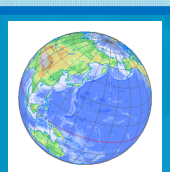

発信

航空

クルーズ

ビザ・ＣＩＱ

外国人が日本を訪れやすい環境を整備するため、ビザ要件の戦略的な緩和や、ＣＩＱ体制（税関・出入国管理・検疫）整備

受入

「KANSAI ONE PASS」

二次交通

近畿運輸局
関西ブロック戦略会議
関西観光本部

受入環境整備

受入

宿泊施設・観光案内所・手ぶら観光

Japan. Tax-free Shop

KANSAI TOURIST INFORMATION CENTER

訪日外国人旅行者が日本に滞在する際の不便や不安を解消すべく、無料Wi-Fi環境の整備や多言語対応の強化、免税店の拡大など、受入環境整備を実施

観光地域づくり

受入

広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業

訪日外国人旅行者をはじめとした観光客の各地域への周遊を促進するため、DMOが中心となって行う地域の関係者が連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組を支援

近畿運輸局での観光部との連携

近畿運輸局

観光部

海事振興部
- クルーズ船の振興
- 瀬戸内海の観光
- 旅客船等の多言語化

自動車技術安全部
- 小型モビリティ
- 図柄・ご当地ナンバー

自動車監査指導部
- 旅行業者による貸切バスへの違反行為の処分

自動車交通部
- 貸切バスの適正運賃
- 貸切バス事業者との意見交換
- 観光バスの関係
- 観光タクシーの関係
- レンタカーによる観光
- バス停等の多言語化

鉄道部
- 鉄道の企画切符
- 鉄道駅・鉄道車両等の多言語化

交通政策部
- 観光地のバリアフリー化
- 外国人旅行者に対する手ぶら観光

総務部
- 観光客の安心安全
- 観光関係者の表彰

○安全・安心の確保

ケガ・病気の症状に応じた外国人旅行者向け医療提供体制の強化 等

○手荷物の配送・預かり機能の強化

○ICTを活用したわかりやすい案内の充実

交通結節拠点における、デジタルサイネージ等を活用したモード横断的な交通アクセス情報の提供　等

○多言語対応の改善・強化

道路案内標識　　観光ガイドマップ

近畿運輸局と国の出先機関等との連携

近畿運輸局

近畿運輸局

近畿地方整備局
・社会資本整備
・ブロック戦略会議
・紀伊半島ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ等

近畿経済産業局
・地域資源関係
・消費税免税制度

近畿農政局
・農官連携
・6次化産業

大阪航空局
・空港機能強化

近畿総合通信局
・Wifi環境

文化庁
・文化財の活用等

中部運輸局
神戸運輸監理部
中国運輸局
四国運輸局
九州運輸局

近畿地方環境事務所
・国立・国定公園の活用
・エコツーリズム　等

出先機関と共に、「観光ビジョン推進関西ブロック戦略会議」を設置

観光ビジョン推進関西ブロック戦略会議の概要

近畿運輸局

戦略会議の背景

今後我が国の観光資源の魅力を高めていくためには、中長期的な視点に立った観光地域づくりを行っていく必要があるが、そのためには各地域においても関係省庁を含む多数の関係者との連携・調整を行うことが不可欠であるため、「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議を」設置・開催する。

戦略会議の取組事項

戦略会議は次に掲げる事項について取り組みを行う。
（１）観光ビジョン掲載施策の各地域での具体化に係る取組の推進
（２）各構成メンバーの取組に関する情報共有及び調整
（３）その他、戦略会議の目的を達成するために必要な事項

戦略会議の実施体制

構成員

○近畿地方整備局・近畿運輸局・大阪航空局・神戸運輸監理部・近畿総合通信局・近畿農政局・近畿中国森林管理局・瀬戸内海漁業調整事務所・近畿経済産業局・近畿地方環境事務所
○福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・京都市・大阪市・堺市・神戸市・関西広域連合
○観光関係団体：（公社）日本観光振興協会・（一財）関西観光本部・（一社）日本旅行業協会・（一社）全国旅行業協会・（一社）日本旅館協会・（一社）日本ホテル協会・（一社）全日本シティホテル連盟）
○施設管理者：関西エアポート㈱・新関西国際空港㈱・大阪市（大阪港）・神戸市（神戸港）
○交通事業者：西日本旅客鉄道㈱・東海旅客鉄道㈱・関西鉄道協会・近畿バス団体協議会・近畿ハイヤータクシー協議会・近畿地区レンタカー協会連合会・近畿旅客船協会・神戸旅客船協会・関西クルーズ振興協議会・関西国際空港航空会社運営協議会
○経済団体：（公社）関西経済連合会・関西商工会議所連合会
○JNTO（日本政府観光局）
○オブザーバー：内閣府迎賓館京都事務所・宮内庁京都事務所・文化庁地域文化創生本部事務局・近畿財務局・独立行政法人日本貿易振興機構・独立行政法人中小企業基盤整備機構

戦略会議の構成

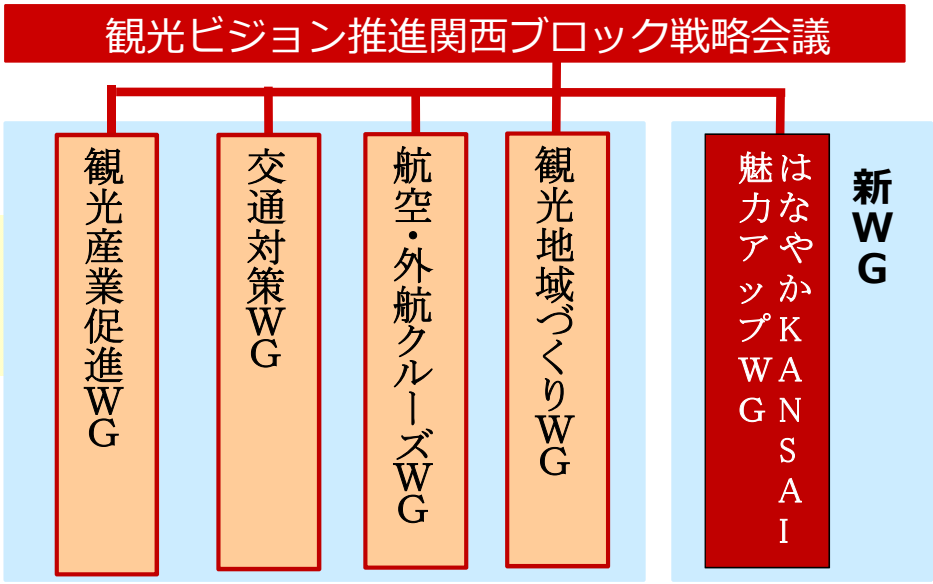

事務局　近畿運輸局及び近畿地方整備局

開催頻度
○親会　年１回程度
○WG　年２～３回程度

3. 観光企画課の業務

観光産業とは

○ツアー旅行の申込、宿泊の予約、航空券の購入等	旅行業
○飛行機・電車で観光地へ、バスで観光地内散策	運輸業
○名物料理を食べる、地酒を飲む	飲食業
○シティホテルに泊まる、温泉旅館に泊まる	宿泊業
○お土産を買う、駅弁を買う	小売業 製造業等

「観光産業」は裾野の広い産業

観光産業

旅行業の定義

○ 旅行業とは、報酬を得て、一定の行為（旅行業務）を行う事業。

旅行業務

基本的旅行業務

① 自己の計算における、運送・宿泊に関してのサービス（運送等サービス）提供契約の締結行為
② 運送等サービスに関しての代理・媒介・取次・利用行為
＜例＞ 航空券の販売、旅館の紹介、貸切バスを利用したツアーの販売

付随的旅行業務

③ ①に付随して行う、自己の計算における、運送等サービス以外のレストラン利用、観光施設入場等の旅行サービス（運送等関連サービス）提供契約の締結行為
④ ②に付随して行う運送等関連サービスに関しての代理・媒介・取次行為
⑤ ①及び②に付随して行う渡航手続き（旅券・査証取得）の代行、添乗業務等の行為

相談業務

⑥ 旅行日程の作成、旅行費用の見積り等の旅行の相談に応じる行為

旅行業に該当しないもの

・専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について、代理して契約を締結する行為
＜例＞ 航空運送代理店、バスの回数券の販売所等
・運送、宿泊以外のサービスのみを手配するものや運送事業者・宿泊事業者自らが行う運送等サービスの提供等
＜例＞ 観劇・イベント・スポーツ観戦等の入場券のみを販売するプレイガイド、バス会社の行う日帰りツアー、旅館の行うゴルフパック
・旅行者と直接取引をしないもの
＜例＞ 手配代行会社（ランドオペレーター）、添乗員派遣会社

旅行業の登録制度の概要

近畿運輸局

		登録行政庁（申請先）	業務範囲				登録要件		
			企画旅行（注1）			手配旅行	営業保証金（注2）	基準資産	旅行業務取扱管理者の選任
			募集型		受注型				
			海外	国内					
旅行業者	第1種	観光庁長官	○	○	○	○	7000万（1400万）	3000万	必要
	第2種	主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事	×	○	○	○	1100万（220万）	700万	必要
	第3種	主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事	×	△（隣接市町村等）	○	○	300万（60万）	300万	必要
	地域限定	主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事	×	△（隣接市町村等）	△（隣接市町村等）	△（隣接市町村等）	100万（20万）	100万	必要
旅行業者代理業		主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事	旅行業者から委託された業務				不要	－	必要

観光圏内限定旅行業者代理業	観光圏整備実施計画における国土交通大臣の認定	旅行業者から委託された業務（観光圏内限定、対宿泊者限定）	不要	－	研修修了者で代替可能

（注1）「企画旅行」とは、あらかじめ（募集型）又は旅行者からの依頼により（受注型）、旅行に関する計画を作成するとともに、運送又は宿泊サービスの提供にかかる契約を、自己の計算において締結する行為。

（注2）旅行業協会に加入している場合、営業保証金の供託に代えて、その5分の1の金額を弁済業務保証金分担金として納付。また、金額は年間の取扱額が2億円未満の場合であり、以降、取扱額の増加に応じて、供託すべき金額が加算。

国際観光ホテル整備法と旅館業法

近畿運輸局

国際観光ホテル整備法	名　称	旅館業法
国際観光の振興	目　的	公衆衛生及び国民生活の向上
外客向けの一定水準以上のホテル・旅館	対象	旅館業：ホテル営業、旅館営業、 簡易宿所営業、下宿営業
観光庁長官の登録	手続き	都道府県知事の許可（自治事務）
2，410施設（平成30年3月現在） ホテル営業：　946 旅館営業：1，464 ※　旅館業法対象施設の3．1%程度	施設数	**78，127施設**（平成27年3月現在） ホテル営業：9，879 旅館営業：41，899 簡易宿所営業・下宿営業：26，349
外客に対する接遇の充実を図るため、外客接遇主任者の選任、料金・宿泊約款の届出、施設の維持、従業員の教育などを規定	内　容	施設の設備構造の基準、立地の制限、宿泊者の衛生に必要な措置（条例）、宿泊拒否の制限、宿泊者名簿等の措置などを規定

現行制度上、実施可能な「民泊」について

近畿運輸局

	対　　象	旅館業法との関係
国家戦略特区 （外国人滞在施設経営事業）	一定の要件を満たす特区内の施設を、賃貸借契約に基づき条例で定めた期間（７日～１０日）以上、外国人旅客に提供するもの	適用なし （適用除外の特例）
農林漁業体験民宿業	農山漁村余暇法に基づく農林漁業体験民宿業のうち、農林漁業者が営むもの	適用あり 構造設備基準の特例（簡易宿所の客室延床面積３３㎡以上の基準を適用除外）
イベント民泊	年１回（２～３日程度）のイベント開催時であって、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いもの	適用なし （「反復継続性」がなく「業」に当たらないと判断されるため、旅館業に該当しない。）

※　この他、簡易宿所営業の許可要件を満たせば、自宅の一部やマンションの空き室等を活用した旅館業（「民泊」）を行うことは可能。

民泊サービスへの対応

近畿運輸局

民泊サービスについて、懸念される課題（治安、衛生、近隣トラブル等）に適切に対応しつつ、多様な民泊サービスの健全な普及が図られるよう、必要な法整備に取り組みます。

現　　状

○ 2015年11月、観光庁および厚生労働省の共同事務局により、**『民泊サービス』のあり方に関する検討会**を立ち上げ、**本年６月に最終とりまとめ**を行った。

民泊サービスのあり方に関する検討会最終報告書

近畿運輸局

＜総論＞

○ 適切な規制の下でニーズに応えた民泊サービスが推進できるよう、類型別に規制体系を構築し、早急に法整備に取り組むべき。既存の旅館業法とは別の法制度として整備することが適当。

＜民泊の制度設計のあり方＞

(基本的な考え方)
- ○ 住宅を活用した宿泊サービスの提供と位置づけ、一定の要件の範囲内で実施するもの

(家主居住型・家主不在型)
- ○ 住宅提供者は行政庁へ届出
- ○ 家主不在型は管理者に管理を委託
- ○ 管理者は行政庁へ登録
- ○ 住宅提供者、管理者は適切な管理(名簿備付け、衛生管理、苦情対応、契約違反の確認等)
- ○ 宿泊者1人当たりの面積基準(3.3㎡以上)遵守
- ○ 行政庁による報告徴収・立入検査・業務停止・罰則
- ○ 宿泊拒否制限規定は設けない

(仲介事業者)
- ○ 仲介事業者は、行政庁へ登録
- ○ 行政庁による報告徴収・立入検査・業務停止・罰則
- ○ 法令違反行為を行った者の名称等の公表

(一定の要件)
- ○ 年間提供日数上限による制限を設けることを基本として、半年未満(180日以下)の範囲内で適切な日数を設定
- ○ 既存のホテル・旅館との競争条件にも留意
- ○ 住居専用地域でも実施可能。地域の実情に応じて条例等により禁止することも可能

(所管行政庁)
- ○ 国レベルは国交省と厚労省の共管
- ○ 地方レベルの窓口の明確化と部局間での連携
- ○ 保健所その他関係機関における体制強化

(その他)
- ○ 制度設計の具体化に当たっては、地域の実情に配慮することも必要

＜ホテル・旅館に対する規制等の見直し＞

- ○ 既存のホテル・旅館に対する規制の見直しも、民泊への規制との均衡も踏まえ早急に検討すべき。
- ○ ホテル・旅館営業の一本化 ○宿泊拒否制限規定の見直し ○無許可営業者に対する罰則の見直し
- ○ 無許可営業者への報告徴収・立入権限規定の新設 など

当面の対策および更なる検討

現状・課題

民泊サービスのルール整備の検討状況

①当面の対策
⇒ 旅館業法の簡易宿所の要件緩和で対応（平成２８年４月施行予定）

②中期の対策
⇒ 民泊に係るルール整備の全体像について検討。
民泊の場合、懸念される課題（治安、衛生、近隣トラブル等）への対応が適切に行われるよう、日本型民泊のビジネスモデルを構築し、制度設計することが必要。

今後の対応

多様な民泊サービスの健全な普及のため、必要な法整備に取り組む。

（論点）
- ○ 「民泊サービス」の定義付け、「一定の要件」設定
- ○ 仲介業者、管理業者、ホスト、行政のそれぞれの役割・責務と、新たな規制の枠組み
- ○ 宿泊者名簿や最低限の衛生管理措置の確保、行政による関係情報（ホスト・管理業者や物件の住所等）の把握、緊急時の行政の対応
- ○ 違反指導に係る十分な体制、罰則
- ○ 宿泊拒否制限の見直し
- ○ 近隣への迷惑行為の防止措置（管理規約、賃貸借契約との整理）
- ○ 仲介事業者等に対する実効性ある規制の検討
- ○ 現行制度の枠組みにとらわれない、宿泊施設に関わる法制度の抜本的見直し
- ○ 新たな規制の枠組みを踏まえた用途規制等他法令との関係整理

訪日外国人のお客様が病気・ケガの場合に役立つツール

近畿運輸局

訪日外国人旅行者受入可能な医療機関リストの活用

○JNTO HPに掲載中の、各自治体で選定された**「外国人旅行者受入可能な約900の医療機関リスト」**の活用
http://www.jnto.go.jp/emergency/eng/mi_guide.html#search

訪日外国人旅行者向け海外旅行保険の周知

○急な怪我や病気による、高額な医療費請求を防ぐため、**訪日後でも加入可能なインバウンド保険」の周知**

不慮のケガ・病気になった際に役立つ医療機関の利用ガイドの作成

○日本医師会・東京医師会監修のもと、**外国人旅行者に対する医療機関の利用ガイド**を作成

災害時に訪日外国人旅行者への情報提供に役立つツール集

国土交通省 観光庁

○災害時に、訪日外国人自身の情報収集等に役立つツール

①ホームページなど

(1) JNTOグローバルサイト【英語対応】
災害発生時、JNTOグローバルウェブサイト（https://www.jnto.go.jp/）の**Important Notice**において、災害時に関連リンクのページを設置

※台風25号時の特設ページ

(2) Japan Visitor Hotline（JNTOコールセンター）
JNTOでは24時間、英語、中国語、韓国語及び日本語による電話問合せ対応を実施
電話番号:050-3816-2787

(3) NHKワールド JAPAN【英語対応】
日本やアジアの最新ニュースを発信する24時間英語チャンネル
地震や台風などの大きな災害時に英語による情報源として活用可能
（https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/）
※台風24号時　NHK放送において、NHKワールドへのQRコードと英字での誘導が行われた

②アプリなど

(1) JNTO公式スマートフォンアプリ【英・中・韓 4言語対応】
スマートフォン向け観光情報アプリ「Japan Official Travel App」では緊急地震速報、気象特別警報等の災害情報を通知でお知らせ

(2) 災害時情報提供アプリ「Safety tips」【日・英・中・韓 5言語対応】
Google Play で手に入れよう　App Store からダウンロード
「Safety tips]アプリでは、訪日外国人等へ向けて災害関連情報を発信

(3) JNTO(Japan Safe Travel) twitter【英語対応】
JNTOが運営する「Japan Safe Travel(JST)」のアカウントで自然災害の発生時に外国人旅行者が必要とする情報を発信　アカウント：@JapanSafeTravel

○災害時に、訪日外国人へのご案内に役立つツール

①多言語音声翻訳システム(VoiceTra等)【日・英・中・韓 等31言語対応】

話しかけると外国語に翻訳してくれる音声翻訳アプリ「VoiceTra」が試験的に利用可能
Google Play で手に入れよう　App Store からダウンロード
※「VoiceTra技術」を利用した民間製品もあります
（http://gcp.nict.go.jp/news/products_and_services_GCP.pdf）

②首相官邸 twitter【日本語のみ対応】

首相官邸から災害・危機管理関連の政府活動情報をtwitterにより発信

※10月５日の緊急地震速報ツイート

③医療関係情報

(1) 訪日外国人対応可能な医療機関リスト【日・英・中・韓 5言語対応】
外国語で診療対応のできる医療機関を診療科や対応言語などから検索可能
（http://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html）

(2) ガイドブック【日・英・中・韓 等6言語対応】
日本の医療機関のかかり方、症状を伝える際に使える指さし会話シート等を掲載
（http://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/support.html）

観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業　事業概要

近畿運輸局

○訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、**まちなかにおける面的な取組**や、これらと一体的に行う観光地のゲートウェイとしての外国人観光案内所等を集中的に支援し、**「まちあるき」の満足度の向上**を目指す。

○あわせて、観光地の災害等の**非常時の対応能力の強化**を図る。

補助率	２分の１

地域要件　**※今後公開予定**

以下を含む、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い、又はその見込みがある観光地として観光庁が指定する市区町村における事業を対象とする。
１）訪日外国人旅行者の評価が既に高い観光地
２）重要な文化財や国立公園が所在する地域
３）国際的なイベント・会議の開催等により、訪日外国人旅行者の来訪が多く見込まれる観光地

事業主体　※詳細は補助事業要綱を参照

1. 地方公共団体（港務局を含む）　2. 民間事業者（DMO、公共交通事業者を含む）
3. 航空旅客ターミナル施設を設置又は管理する者　4. 協議会等

■まちなかの周遊機能の強化（まるごとインバウンド対応）

○まちなかにおける多言語観光案内標識の一体的整備

■ICTを活用した案内標識の整備
■デザインを統一した多言語サイン看板の整備

○無料エリアWi-Fiの整備

■無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備

○地域の飲食店、小売店等における多言語対応・先進的決済環境の整備

■多言語翻訳システム機器の整備
■多言語翻訳用タブレット端末の整備
■先進的な決済環境の整備
■免税店電子化対応環境の整備

○公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上

■洋式便器の整備及び清潔等機能向上（光触媒タイルの活用等）

■整備計画

当該事業は、計画区域の課題解決に向け、計画区域内における**受入環境整備を一体的に実施する取組を支援**。

地方自治体等は、駅からスポットまでの主要動線や、複数の観光スポットを周遊するルート等に基づき、受入環境を整備する計画区域を定め、整備計画を策定する。

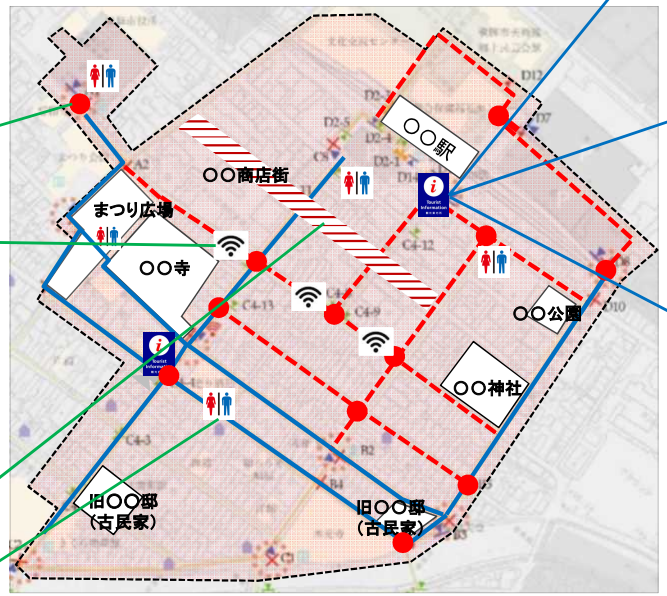

計画区域　誘導看板　Wifi
主要なルート　公衆トイレ
副ルート　観光案内所

※「非常時の対応能力強化」事業のみを実施する場合は、事業計画の作成は不要
※外国人観光案内所等の事業は、必ずしも計画区域内の事業である必要はない
※「道の駅」の場合は、計画区域を定めた上で、計画区域に関連する「道の駅」を計画区域に別途加えることができる

■観光地のゲートウェイとしての外国人観光案内所等の機能の強化

○情報発信機能の強化

■デジタルサイネージの整備
■ＶＲ機器の整備
■多言語音声ガイドの整備
■AI・チャットBotの整備　等

○訪日外国人旅行者への対応力の強化

■無料公衆無線LAN環境の整備
■多言語翻訳システム機器の整備
■多言語案内用タブレット端末の整備
■免税対応端末の整備　等

○外国人観光案内所等の情報提供基盤の強化

■施設の整備改良
■案内標識の多言語化
■洋式トイレの整備
■ＨＰ・コンテンツ作成
■案内放送の多言語化
■掲示物等の多言語化

○非常時の対応能力の強化

■非常用電源装置の整備
■情報端末への電源供給機器等の整備　等

備考
○整備計画は、市区町村またはＤＭＯ※が、観光地ごとに単独または共同で作成する必要があります。

○「非常時の対応能力強化」においては、単体での事業も支援します。その場合、整備計画の策定を必要としません。

※日本版DMO等の観光庁に登録されたDMO

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

観光庁（参事官（外客受入担当））：5,474百万円

○　全国各地の観光地において、訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や民間事業者等が行う外国人観光案内所の機能強化、トイレの洋式化、公共交通機関の移動円滑化、旅館・ホテルのバリアフリー化等の個別の取組を支援する。あわせて、外国人観光案内所等の災害等の非常時の対応能力の強化を図る。

地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業

○外国人観光案内所等の整備・改良等及び災害等の非常時対応の強化
○公衆トイレの洋式便器の整備及び機能向上
○手ぶら観光カウンターの機能向上
○多様な宗教・生活習慣への対応力の強化　　等

・外国人観光案内所等の整備・改良等及び災害等の非常時対応

・公衆トイレの洋式便器の整備及び機能向上

・手ぶら観光カウンターの機能向上

・多様な宗教・生活習慣への対応力の強化

宿泊施設インバウンド対応支援事業

○基本的ストレスフリー環境整備

・Wi-Fiの整備

・案内表示の多言語化

・決済端末の整備

・自社サイト多言語化等

・ムスリム受入マニュアル作成

○バリアフリー環境整備

・トイレのバリアフリー化

・手すりの設置

・段差解消（エレベーター等）

・出入口の改修

交通サービスインバウンド対応支援事業

○多言語表記、多言語案内用タブレット端末の整備
○旅客施設や車両等の無料Wi-Fi整備
○旅客施設や車両等のトイレの洋式化及び機能向上
○全国共通ICカード、QRコード決済等の導入
○旅客施設や車両等の移動円滑化　　等

・多言語表記等

・多言語案内用タブレット端末等の整備

・無料Wi-Fiの整備

・トイレの洋式化及び機能向上

・全国共通ＩＣカード、ＱＲコード決済等の導入

・移動円滑化

実証事業

○災害発生時における外国人観光案内所の初動対応マニュアルの作成
○ナイトタイムエコノミー等の新たなニーズに対応した交通サービスの推進に向けた調査　　等

補助率

定額、２分の１、5分の2、3分の1、4分の1

事業主体

（１）地方公共団体（公務局を含む）
（２）民間事業者（公共交通事業者等を含む。）
（３）航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者
（４）協議会等

4. 国際観光課の業務

Japan. Endless Discovery.

訪日プロモーション事業の概要

近畿運輸局

重点市場 《20市場》

中国・韓国・台湾・香港・タイ・シンガポール・マレーシア・インドネシア・フィリピン・ベトナム・インド・アメリカ・カナダ・オーストラリア・イギリス・フランス・ドイツ・イタリア・スペイン・ロシア

現地関係者（旅行会社等）向け事業

【旅行会社招請】

現地旅行会社等関係者を日本へ招請し、国内観光地の視察により新たな訪日旅行商品の造成を促進

【海外現地セミナー】

海外旅行会社等の担当者に国内観光地に関する説明会を実施することでツアー商品の販売を促進

【旅行博出展・イベント】
〈現地旅行会社向け〉

現地旅行会社等関係者向けの旅行博等への出展、商談会等の開催

現地一般消費者向け事業

【旅行博出展・イベント】
〈一般消費者向け〉

旅行博等で、海外旅行に関心を持つ一般消費者へ訪日観光の魅力をPR、併せて訪日旅行商品の即売を実施

【海外広告宣伝】

新聞、雑誌、WEB、映像等の各種媒体を通じ、現地消費者向けに訪日観光の魅力を発信

【メディア等招請】

現地メディアやインフルエンサー等を招請し、外国人目線での記事掲載やSNS等による訪日観光の魅力を発信

在外公館等連携事業

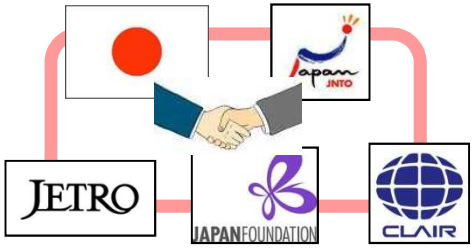

◎在外公館等と連携し、オールジャパンの体制による訪日プロモーションを展開

［イベント開催、旅行博出展等］

官民連携事業

Canon make it possible with canon

Takashimaya SINGAPORE Together dreams come true

Japan. Tax-free Shop

Visit Japan with Tokyo Otaku Mode　Japan. Endless Discovery. × TOKYO OTAKU MODE

◎海外にネットワークを有する企業と連携し、「日本ブランド」ファンへの訪日プロモーションを展開

［現地店舗・ネットワークを活用した訪日キャンペーン、SNS・WEBを活用したプロモーション等］

地方との連携事業

【広域で連携・事業構築】

自治体　**観光関係団体**　**民間企業**

↕

地方運輸局等・観光庁

◎広域で連携した訪日プロモーションを、国と地域が共同で実施

［旅行会社招請、メディア招請、旅行博出展等］

地域の観光資源を活用したプロモーション事業

近畿運輸局

◆運輸局と地域（自治体、観光団体・DMO、民間企業等）が協力・連携して取り組む訪日プロモーション事業
※補助金・交付金ではなく、国の発注により実施する共同事業
◆地域間の連携を促進し、インバウンドを地方へと周遊させるため、旅行者の多様なニーズを踏まえて、魅力ある地域資源を戦略的かつ効果的に発信

事業スキーム

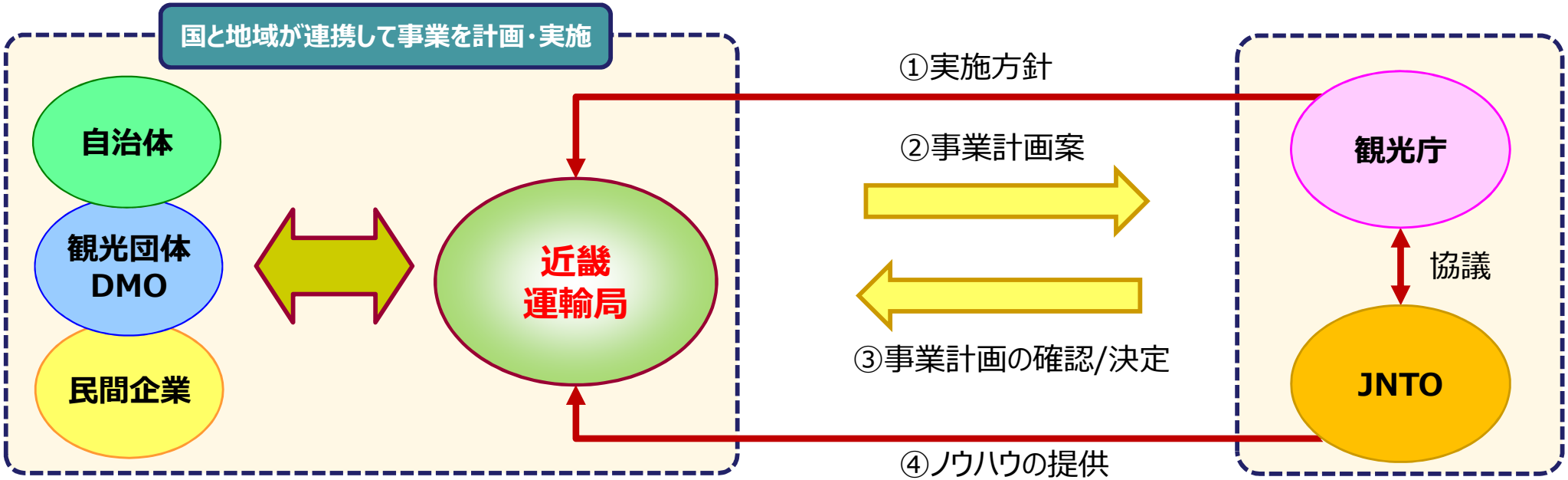

事業例

着物体験
（ｴｰｼﾞｪﾝﾄﾌｧﾑ）

酒蔵取材
（ﾒﾃﾞｨｱﾌｧﾑ）

海外旅行会社訪問
（ｾｰﾙｽｺｰﾙ）

旅行博共同出展
（旅行博、ｲﾍﾞﾝﾄ）

パワーブロガーによる
情報発信
（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄWEB）

消費税の免税店制度

近畿運輸局

訪日外国人の旅行消費拡大により地域経済の活性化を図るため、インバウンド向け免税店拡大を推進
※全国の免税店数： 2018年4月1日 44,646店 → 2018年10月1日 47,441店　半年間で6.3%増

消費税免税店制度拡充の取組

拡充第1弾（2014年10月1日運用開始）

○対象品目拡大

- すべての品目が消費税免税の対象となり、地方名産品にも対象が拡大

拡充第2弾（2015年4月1日運用開始）

○免税手続一括カウンター、港湾臨時販売場届出制度の実現

- 免税手続の第三者への委託を可能とし、商店街や物産センター等において免税手続の一括カウンターの設置を実現
- 外航クルーズ客船の寄港時に、埠頭へ免税店を臨時出展する仮説店舗の免税許可申請を簡素化

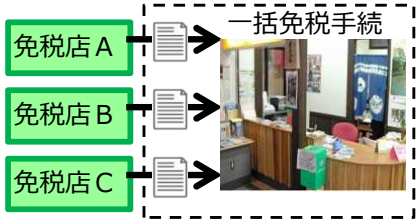

拡充第3弾（2016年5月1日運用開始）

○免税対象金額の引き下げ等

- 免税の対象となる一般物品の最低購入金額が「10,000円超」から「5,000円以上」へ引き下げられ、地方での単価の低い民芸品や伝統工芸品等について、2~3個の購入で免税となることで外国人旅行者の消費を促進
- 免税購入物品を免税店から海外の自宅や空港等へ直送する場合の手続を簡素化し、免税購入物品を持ち運ぶことなく旅行する「手ぶら観光」を促進　等

拡充第4弾

○免税対象要件の緩和（2018年7月1日運用開始）

- 一般物品についても特殊包装を行う等を条件に、「一般物品」と「消耗品」の合算が可能

○手続きの電子化（2020年4月1日運用開始予定）

- 現行の「購入記録票の旅券への貼り付け、割印」に代え、「免税販売情報の電磁的記録による提出」を免税販売の要件とします。また、「購入記録表の税関への提出義務」が「税関での旅券の提示義務」に変わります。

【免税店数の推移】

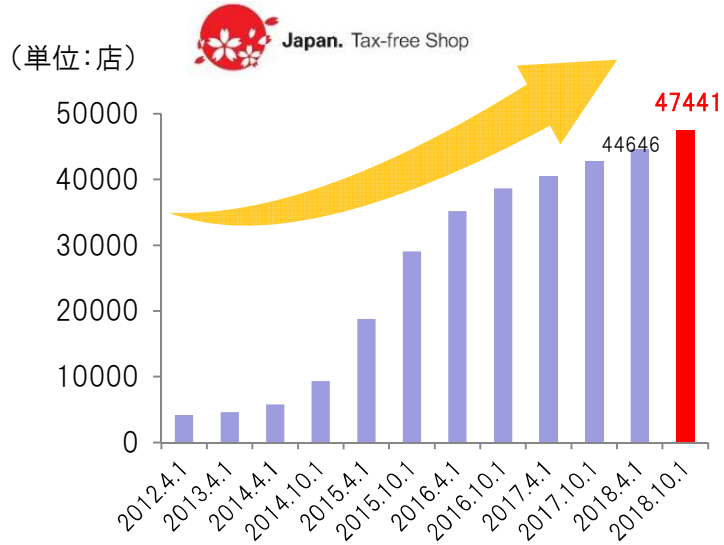

【三大都市圏と地方部の免税店数】

地方部で16,948店増加

2012年4月1日
4,173店

2018年10月1日
47,441店

Japan. Endless Discovery.

5.観光地域振興課の業務

日本版DMOとは

近畿運輸局

DMO：Destination Management/Marketing Organization

地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた
観光地域づくりを行う舵取り役となる法人　＝　「日本版ＤＭＯ」を各地域で形成・確立

地域資源を最大限に活用し、効果的・効率的な集客を図る「稼げる」観光地域づくりを推進

多様な関係者との連携

内外の人材やノウハウを取り込みつつ、多様な関係者と連携

日本版DMO
- 多様な関係者の合意形成
- データに基づくマーケティング・戦略策定
- 観光地のマネジメント・ブランディング

商工業
- ふるさと名物の開発
- 免税店許可の取得

宿泊施設
- 個別施設の改善
- 品質保証の導入

農林漁業
- 農業体験プログラムの提供
- 6次産業化による商品開発

行政
- 観光振興計画の策定
- インフラ整備（景観、道路、空港、港湾等）
- 文化財保護・活用
- 観光教育　・交通政策
- 各種支援措置

交通事業者
- 二次交通の確保
- 周遊企画乗車券の設定

飲食店
- 「地域の食」の提供
- 多言語、ムスリム対応

地域住民
- 観光地域づくりへの理解
- 市民ガイドの実施

戦略に基づく一元的な情報発信・プロモーション
地域一体の魅力的な観光地域づくり

観光客の呼び込み

観光による地方創生

なぜ日本版DMO法人が必要なのか

近畿運輸局

これまでの観光地域づくりの課題

関係者の巻き込みが不十分

・文化、農林漁業、商工業、環境、スポーツなど地域の関連事業者や住民等の多様な関係者の巻き込みが不十分
⇒ 地域の幅広い資源の最大限の活用につながらない
⇒ 地域住民の誇りと愛着を醸成する豊かな地域づくりにつながらない

データの収集・分析が不十分

・来訪客に関するデータの収集・分析が不十分。観光客を十把一絡げに扱っている地域が少なくない
⇒ ターゲットとなる顧客層や地域のコンセプトが十分に練られていない
⇒ 変化する観光市場に対応できない

民間的手法の導入が不十分

・効果的なブランディングやプロモーションといった民間的な手法の導入が不十分
⇒ 観光客に対して、「刺さる」競争力を持つ観光地ブランディングができていない。

地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行う舵取り役＝「日本版ＤＭＯ」を各地域で形成・確立

日本版DMOの役割

近畿運輸局

日本版DMOの役割

① 日本版DMOを中心として観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成

② ・各種データ等の継続的な収集・分析、
・明確なコンセプトに基づいた戦略の策定、
・KPIの設定・PDCAサイクルの確立

③ 関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組み作り、プロモーション

＋

観光地域づくりの一主体として実施する個別事業

（例）・着地型旅行商品の造成・販売、
・ランドオペレーター業務の実施　等

目指すべき将来像

カリフォルニア州ナパ郡（米国）

リーマンショックの影響により、観光産業への打撃や、観光等への補助金措置が難しい財政状況となったことを受け、DMOの役割が強化され、広域連携体制の構築や民間資金の呼び込みを本格化。

＜特　徴＞

○ **安定的な自主財源の確保**
・宿泊料金に対する２％の賦課金（Tourism Improvement Districts）の導入

○ **専門職員による戦略的マーケティングの実施**
・２年に１回、ビジターズプロフィール調査を実施
・調査結果をもとに、多くのキャンペーンを展開

今後のDMO登録・認定に関する考え方

近畿運輸局

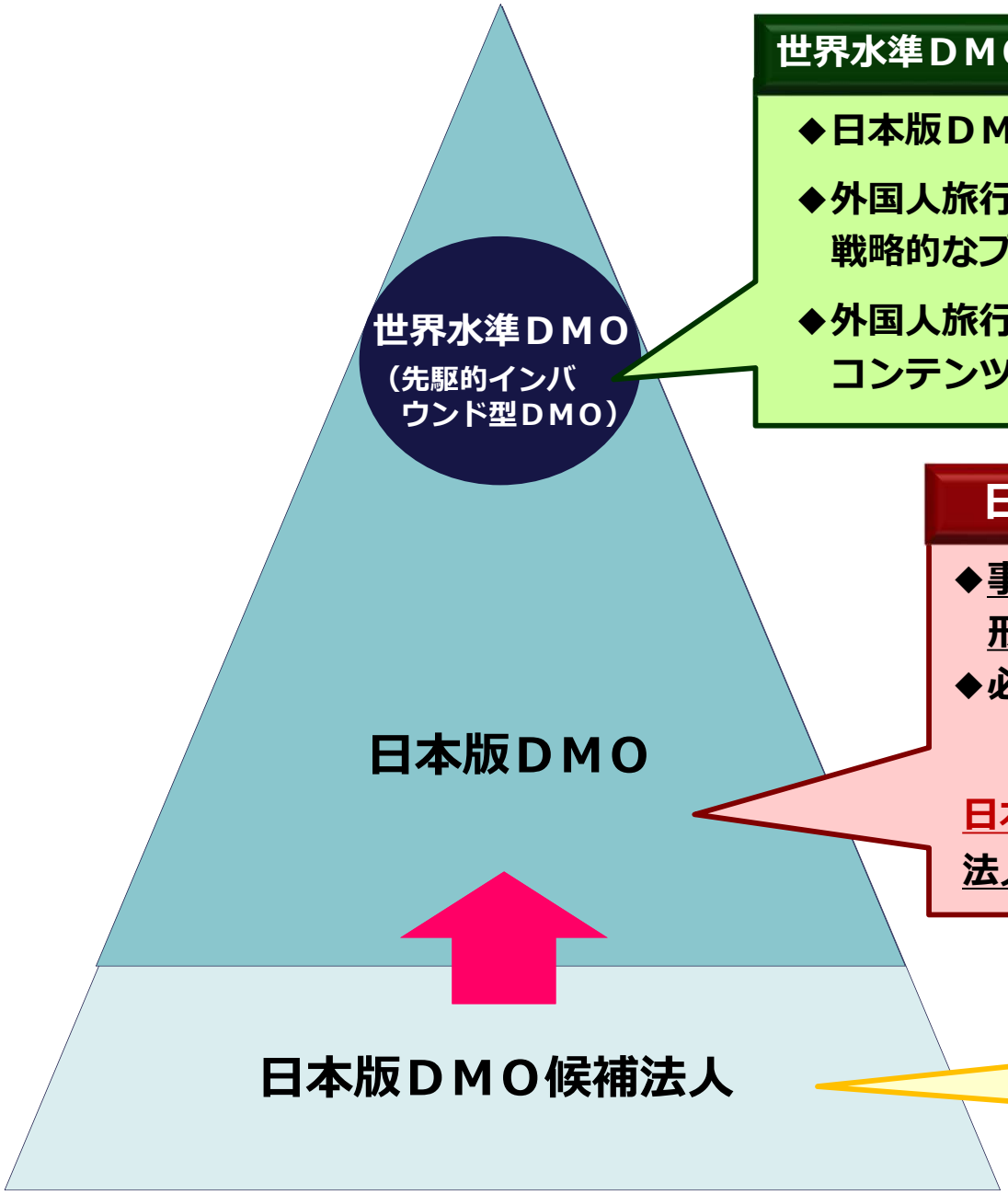

世界水準ＤＭＯ（先駆的インバウンド型ＤＭＯ）認定要件（イメージ）

- ◆日本版ＤＭＯ登録要件を高い水準で達成
- ◆外国人旅行者のターゲット及びKPIの設定、外国人旅行者向けの戦略的なプロモーション等の実施
- ◆外国人旅行者から選好される、地域の創意工夫を活かした魅力的なコンテンツを提供できる体制の構築

日本版ＤＭＯ登録方法

- ◆事業報告書及び、必要に応じて更新される日本版ＤＭＯ形成・確立計画等の確認
- ◆必要に応じてヒアリングを実施

▼

日本版ＤＭＯ登録要件が全て充足されていると認められる法人について、「日本版ＤＭＯ」として登録

日本版ＤＭＯ登録要件に基づいて審査・登録
※各項目について「今後該当予定」でも登録可能

広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

近畿運輸局

事業概要

訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、ＤＭＯが中心となって行う、調査・戦略策定からそれに基づく滞在コンテンツの充実、広域周遊観光促進のための環境整備、情報発信・プロモーションといった、地域の関係者が広域的に連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して総合的な支援を行う。

支援制度

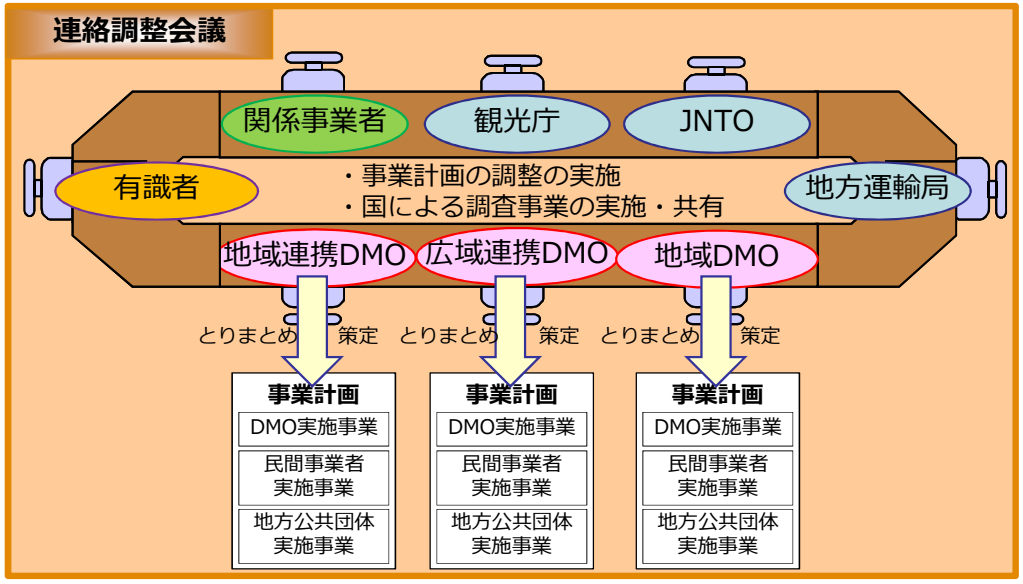

・補助対象事業：

各DMO策定の事業計画に位置づけられた外国人旅行者の誘客を目的とする以下の取組（ただし、地方ブロック毎に開催される連絡調整会議における調整を行ったものに限る）

※DMO（観光地域づくりの舵取り役）:Destination Management/Marketing Organization

①調査・戦略策定

②滞在コンテンツの充実

③広域周遊観光促進のための環境整備

④情報発信・プロモーション

・補助対象者：

事業計画に位置づけられた事業の実施主体
（訪日外国人旅行者のニーズに応える取組を行うDMOその他民間事業者、地方公共団体）

・補助率：

定額（調査・戦略策定）
事業費の1/2（滞在コンテンツの充実、広域周遊観光促進のための環境整備、情報発信・プロモーション）

※継続事業については2年目:2/5、3年目:1/3

新設事項

▼ ＤＭＯの自立的かつ持続可能な経営を促進する観点から、補助対象事業は、**国や地方公共団体からの補助金以外の自主財源を確保しているＤＭＯが策定した事業計画に位置づけられた取組に限る**こととする。

▼ また、同様の観点から、ＤＭＯにおける**安定的かつ自立的な経営の確保を促進するために要する調査・検討**については、①調査・戦略策定に係る取組として支援することとする。

▼ 前年度と比較して、**自主財源の充実が図られていること**を要件する。

世界水準のDMO形成促進事業

近畿運輸局

事業概要

全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進するため、全国の優良なＤＭＯの体制を強化し、世界水準のDMOの形成を促進するための外部専門人材の登用や中核人材の育成に要する経費を支援する。

事業内容

・**補助対象**：観光庁の日本版ＤＭＯ登録制度において登録された日本版ＤＭＯ（※）

※観光資源の所有者、宿泊事業者、アクティビティー等の事業者、旅行会社、交通事業者等のディスティネーションの関係者を体制に含むこと。

※安定的かつ自立的な経営の確保（メンバーシップフィー、特定財源、受益者負担金、収益事業等の自主財源の確保）が行われていること。

・**補助内容**：

対象事業	対象経費	補助率等
1．インバウンドによる地域全体の経済効果を高めるための投資戦略やビジネスモデルを確立するための外部専門人材の登用	以下の専門性を有する外部専門人材の登用に係る経費 ①インバウンドに関するデータ分析・誘客戦略の策定 例：デジタルマーケティング、ＣＲＭ（顧客情報の活用）、マーケティングを実施するための体制整備、マーケティング結果を活かした観光戦略の策定　等 ※ただし、登用される外部専門人材が携わる事業内容について、ＪＮＴＯの確認を受けるとともに、ＪＮＴＯと連携して実施することを要件とする。 ② 外国人旅行者に選好される魅力的なコンテンツの開発・強化 例：体験滞在型コンテンツ等の開発、着地型旅行商品造成　等 ③ 外国人旅行者が快適かつ安全に周遊・滞在できる受入環境の整備 例：現地ガイドの育成、ホスピタリティ　等 ※ただし、当該分野に関して、補助対象事業者の他、地域の関係者による計画策定や役割分担が行われていることを要件とする。 ④ 国外向けの戦略的な情報発信・プロモーション 例：ＷＥＢサイト・ＳＮＳ等を活用したプロモーション展開、プロモーションを実施するためのマネジメント　等 ※ただし、補助対象事業者が行うプロモーションの方針について、ＪＮＴＯの確認を受けることを要件とする。	定額 上限1,500万円 （1人あたり人件費）
2．人材交流や海外観光地域視察による中核人材の育成	(1)　他の先進的なDMOとの人材交流（ＯＪＴ） 人件費（給与、賞与、諸手当、共済費　等）等 (2) 先進的な海外観光地域への視察 海外旅費、滞在付帯費、国内旅費　等	定額 上限500万円 （1人あたり人件費、旅費、その他付随する経費）

訪日グローバルキャンペーンに対応したコンテンツ造成事業

近畿運輸局

事業概要

欧米豪市場を中心とした、海外旅行には頻繁に行くが日本を旅行先として認知・意識していない層をターゲットとした、観光庁・JNTOによる情報発信「Enjoy my Japan グローバルキャンペーン」に活用できる新たな滞在型コンテンツ等について、地方運輸局とDMO等が連携し、特に地方部をはじめ全国各地域に創出する。

事業内容

・**対象事業**：欧米豪９市場（独・英・仏・米・加・豪・伊・西・露）の訪日無関心層に訴求する滞在型コンテンツ等を造成する以下の取組。

①事業対象の地域資源に関する調査

②地域資源を活用したコンテンツの企画・立案

③モデルツアーの実施

・**実施主体**：地方運輸局（ＤＭＯ等と連携）

事業スキーム（イメージ）

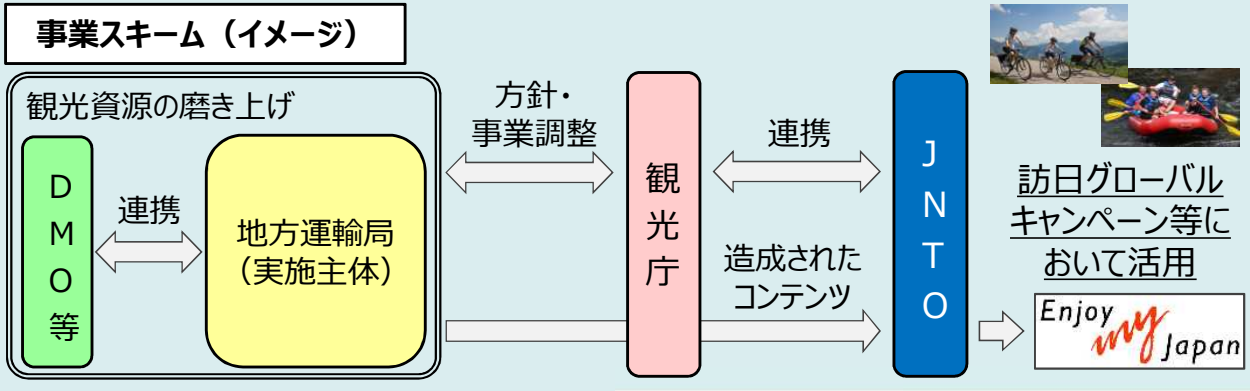

滞在型コンテンツ例

「Enjoy my Japan グローバルキャンペーン」における７つのパッション（興味・関心）に対応した滞在型コンテンツを造成する。

Tradition
伝統文化や歴史的遺跡・建築等を楽しむ

江戸時代から続く茅葺き屋根を活かした体験メニュー

City
大都市の刺激、エンターテイメントを楽しむ

工場夜景とクルーズ船を組み合わせたコンテンツ

Art
アートやデザインを楽しむ

富裕層向けのアートツーリズム

Cuisine
食事やお酒を楽しむ

レストランバスを通じたガストロノミーツーリズム

Nature
豊かな自然を楽しむ

たき火を活用した地域住民交流型の夜間体験プログラム

Relaxation
リゾートや宿泊施設での滞在を楽しむ

空き家を改修し、茅葺民家ステイとして地域一体での提供

Outdoor
アウトドアアクティビティを楽しむ

夏期、冬期それぞれの季節にあったトレッキングツアー

近畿観光まちづくりコンサルティング事業（平成18年度～）

国土交通省 近畿運輸局

国際競争力のある観光地づくりの推進に向けて、地域と旅行業者等との連携・協働により地域の観光魅力を発掘・増進させ、新たな企画旅行商品の流通を含め、魅力ある観光まちづくりを通じた地域の活性化を促進するため、観光有識者や旅行業者等のメンバーからなる「近畿観光まちづくりアドバイザリー会議を設置し、平成１８年度より地域に対するコンサルティング事業を実施しています。

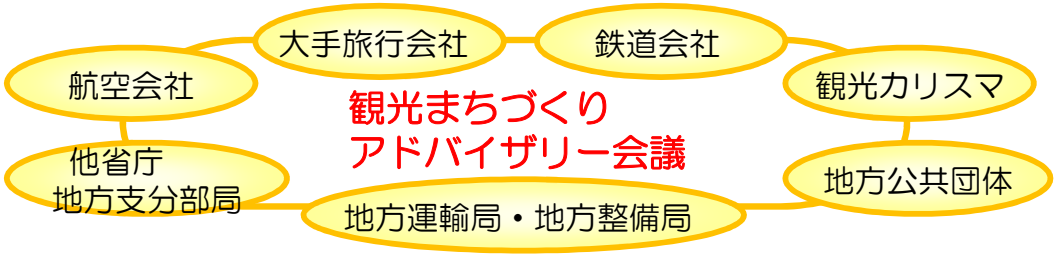

近畿観光まちづくりアドバイザリー会議の構成

分野別	氏　名	所　属　・　役　職　等
学識経験者	吉兼　秀夫	京都外国語大学　特任教授
観光系シンクタンク	高橋　佑司	株式会社リクルートライフスタイル じゃらんリサーチセンター　エリアプロデューサー
旅行会社	山本　敏明	株式会社ＪＴＢ 地域交流事業担当　マネージャー
	松岡　正樹	株式会社　日本旅行　関西仕入・誘客推進センター マネージャー
	高山　貴	株式会社　全旅　西日本支社長
	細川　比呂志	株式会社近畿日本ツーリスト関西　関西地域交流部 部長
旅行業協会	角倉　洋介	一般社団法人 日本旅行業協会　関西事務局　事務局長
	吉村　実	一般社団法人 全国旅行業協会　大阪府支部　支部長
	内田　正人	協同組合　大阪府旅行業協会　監事
運輸事業者	水田　雅博	西日本旅客鉄道株式会社　営業本部　担当副本部長
	柴田　裕子	近畿日本鉄道株式会社　鉄道本部　企画統括部 観光・宣伝部長
広域観光協会	小林　安弘	公益社団法人 日本観光振興協会　関西支部　事務局長
整備局	森戸　義貴	近畿地方整備局　企画部長
運輸局	宮田　亮	近畿運輸局　観光部長

【過去の実施地域】

平成18年度　海南市、日高町、舞鶴市、宮津市
平成19年度　三木市
平成20年度　加西市、亀岡市
平成21年度　柏原市、田尻町
平成22年度　丹波市、河内長野市、高槻市
平成23年度　天理市・桜井市・橿原市・明日香村（３市１村連携）
平成24年度　吹田市
平成25年度　守山市
平成26年度　西脇市
平成27年度　野迫川村
平成28年度　富田林市
平成29年度　太子町（大阪府）
平成30年度　広陵町

【年間スケジュール（予定）】

６月　募集
　　戦略シート提出
７月　第1回アドバイザリー会議
１０月　現地調査・意見交換会
１１月　第2回アドバイザリー会議
１月　第3回アドバイザリー会議
２月　第４回アドバイザリー会議
３月　提言書交付式

『若旅★授業』若者旅行振興の取組について

近畿運輸局

近畿運輸局及び観光庁では、学生に旅の素晴らしさを伝え、自分の将来を考えるきっかけとなる「若旅★授業」の実施校を募集しています。

目的・ねらい

- 近年の若者の旅離れを受け、若者に旅の素晴らしさを知ってもらい、「旅に出たい、出よう」という気持ちへの働き掛けを行う。
- 旅に出ることでそれまで知らなかった世界と触れ合う体験をした講師から旅の話を聞くことでグローバルな視点を持ってもらう。
- 講師に旅がキャリアにどう活かされた等についての話を聞くことで自分の将来の可能性を知ってもらう。

実施までの流れ

学校から近畿運輸局へ依頼 → 学校側へのヒアリング（講師の希望／時期／授業内容） → 授業内容の準備・調整 → 「若旅★授業」実施

※授業の事前・事後に受講者にアンケートに協力いただき、旅行の頻度や関心などのデータを収集し、授業の感想等と併せて、運輸局・学校・講師の三者で情報共有しています。

実施要件

- 1コマ（45分～50分）が基本ですが、2コマでも対応可能。
- 対応学年は全学年。学年全体/クラス単位で対応可能。
- 一年中実施可能。
- 主に、講演形式での開催となりますが、グループワークでも対応可能。

実施実績

平成27年度
- **京都府立城陽高等学校**（講師：西垣良一氏）
- **奈良県立奈良朱雀高等学校**（講師：長田佳子氏）

平成28年度
- **大阪物療大学**（講師：太田均氏）
- **兵庫県立鳴尾高等学校**（講師：久米研二氏）、
- **立命館高等学校**（講師：平岡慎也氏）

平成29年度
- **京都学園大学**（講師：佐藤隆芳氏）、
- **鈴鹿大学**（講師：佐藤隆芳氏）
- **滋慶おもてなし＆ブライダル・観光専門学校**（第1回講師：長田佳子氏、第2回講師：久米研二氏）

平成30年度
- **京都学園大学**（講師：佐藤隆芳氏）

「観光・地域づくり施策・支援メニュー」の作成（観光立国推進近畿地区省庁連絡会議）

近畿運輸局

平成31年度
観光・地域づくり
施策・支援メニュー

がんばろう！日本

観光立国推進近畿地区省庁連絡会議

総務省	近畿総合通信局	農林水産省	近畿農政局
経済産業省	近畿経済産業局	環境省	近畿地方環境事務所
気象庁	大阪管区気象台	国土交通省	近畿地方整備局
国土交通省	近畿運輸局		

平成20年9月より観光立国推進近畿地区省庁連絡会議として国の管区機関が相互に連携し、観光振興に取り組む地方公共団体などにそれぞれの支援制度を活用いただくことを目的として、「観光・地域づくり資する施策・支援メニュー」を発行。

観光・地域づくり関連施策プログラム

地域の魅力向上・地域資源の活用による観光・地域づくり

1. 地域の観光資源を活用したプロモーション事業（P．1）
2. 地域が稼ぐためのクラウドを活用した知的観光基盤整備事業（P．3）
3. テーマ別観光による地方誘客事業（P．4）
4. 広域周遊観光促進のための観光地域支援事業（P．5）
5. 地域観光資源の多言語解説整備事業（P．6）
6. 近畿観光まちづくりコンサルティング事業（P．7）
7. 地域の観光戦略推進の核となるDMOの改革（P．9）
8. 国内・海外販路開拓強化支援事業（地域産業資源活用事業）（P．10）
9. 国内・海外販路開拓強化支援事業（小売業者等連携支援事業）（P．11）
10. 国内・海外販路開拓強化支援事業（農工商等連携事業）（P．12）
11. 地域力活用新事業創出支援事業（P．13）
12. 伝統的工芸品産業支援補助金（P．14）
13. JAPANブランド育成支援事業（P．15）
14. 地域団体商標制度（P．16）
15. 商店街活性化・観光消費創出事業（P．17）
16. ローカルクールジャパン推進事業（P．18）

地域の基盤整備・地域交通の活性化による観光・地域づくり

17. 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（P．19）
18. 社会資本整備総合交付金（P．21）
19. 官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業（P．22）
20. 街なみ環境整備事業（P．23）
21. 都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）（P．24）
22. 空き家等対策（P．25）
23. 歴史的風致活用国際観光支援事業（P．26）
24. 集約促進景観・歴史的風致形成推進事業（P．27）
25. 道の駅（P．28）
26. 国際クルーズ旅客受入機能高度化事業（P．29）
27. みなとオアシス（P．30）
28. インフラツーリズムポータルサイト（P．31）
29. かわまちづくり支援制度（P．32）
30. 地域公共交通確保維持改善事業（P．33）
31. 地域交通のグリーン化に向けた次世代環境対策普及促進事業（P．35）
32. 公共交通利用環境の革新等（P．37）
33. 地域再生制度（P．38）
34. 地方創生推進交付金（P．39）